

武蔵野市 成年後見制度 利用促進基本計画

令和2（2020）年度～令和5（2023）年度

令和2（2020）年3月

武蔵野市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	6
4 計画策定までの流れ	7
第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題	9
1 全国の状況	11
2 武蔵野市の状況	13
(1) 高齢者数等の推移	13
(2) 成年後見制度等の利用状況	16
(3) 成年後見制度利用促進の取り組み状況	20
3 基本課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本目標	25
2 基本方針	25
3 取り組みの全体像	26
第4章 施策の展開	27
1 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営	30
(1) 既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化	30
(2) 中核機関の整備・運営	32
2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備	34
(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備	34
(2) チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備	35
3 制度利用を支える機能の充実	36
(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）	36
(2) 相談機能の充実	38
(3) 受任者調整（マッチング）等の支援	40
(4) 担い手の育成	42

(5) 後見人への支援	46
(6) 市長申立による支援	48
4 成年後見制度の担い手への支援の充実	49
第5章 計画の推進	51
1 計画の推進のために	53
2 計画の点検と評価	53
第6章 資料編	55
1 策定経過	57
2 パブリックコメントに対する策定委員会の取扱方針	58
3 地域金融機関における成年後見制度に関連する取り組み	61
4 用語集	62
5 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱	64
6 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿	65

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上的障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の望む生活や財産を法律的に保護するための制度であり、高齢者サービスが措置から契約へと変わった介護保険制度の導入とともに、平成 11（1999）年の民法の一部改正により、平成 12（2000）年から始まりしました。

社会の高齢化が進み、認知症や障害があることにより日常生活や財産の管理等に支障がある人を社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。成年後見制度はその重要な手段の一つですが、まだ十分に利用されていないのが現状です。

また、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされている場合もあるなど、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていないケースも多く、さらには制度の理解不足などからくる不正も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28（2016）年 5 月に施行され、翌 29（2017）年 3 月には、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

これにより、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

本市においてはこれまで、公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という。）が中心となり、専門職や関係者と協力しながら、市内の権利擁護事業、成年後見事業を推進してきました。しかし、各機関の取り組みは各々の専門職にゆだねられており、必ずしも市全体にそれらの取り組みが共有され、広がっているものではありません。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、親なき後の支援が必要な障害者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はさらに高まっていくと考えられます。たとえ支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域の中で、その人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

< 図表 1-1 成年後見制度について >

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、「成年後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて本人保護を図る制度です。

区分	対象となる方	援助者	
成年後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	監督人を選任することができます。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ締結した任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。		

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

また、選任される成年後見人等については、第三者である専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の法人後見機関など）が後見人等になる場合と、家族などが親族後見人として選任される場合があります。

◎家庭裁判所ホームページ及び法務省ホームページより参照作成

< 図表 1-2 成年後見制度の利用の促進に関する法律[※]の概要 >

平成 28（2016）年 4 月 15 日公布、同年 5 月 13 日施行。

成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視）、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備の3つを基本理念とし、地域住民の需要に応じた利用の促進、地域において成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化、関係機関等の相互の緊密な連携の確保など 11 項目を基本方針として掲げています。

同法においては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定すること、また市町村は国の基本計画を勘案し、市町村計画の策定に努めることとされています。

※ 以降、「成年後見制度利用促進法」と表記します。

＜ 図表 1－3 国の成年後見制度利用促進基本計画のポイント ＞

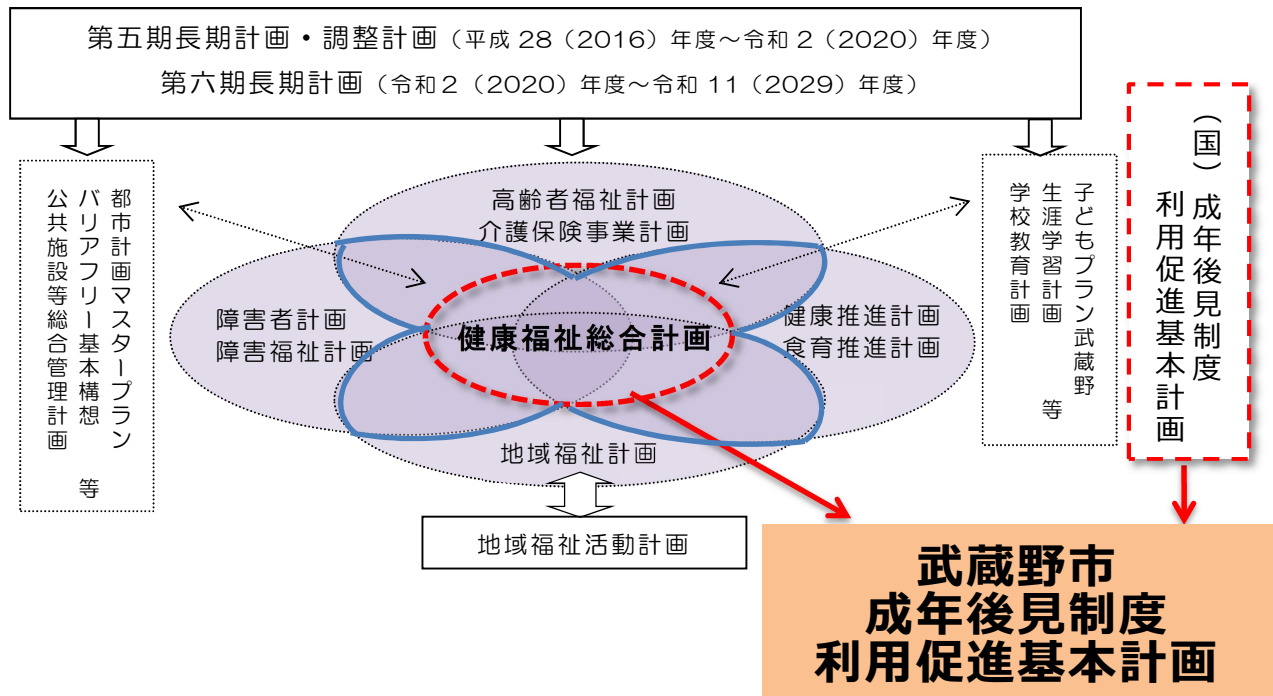
<p>基本的な考え方</p>	<p>① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する） ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重） ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視</p>
<p>施策の目標</p>	<p>① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。 ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。 ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。 ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。</p>
<p>総合的かつ計画的に講ずべき施策</p>	
<p>（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善（制度開始時・開始後における身上保護の充実）</p>	<p>○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。 ○本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。 ○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。</p>
<p>（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p>	<p>○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。 ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築</p>
<p>（3）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和（安心して利用できる環境整備）</p>	<p>○現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を検討する。 ○より効率的な不正防止のための方策を検討する。 ○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。</p>
<p>（4）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>	<p>○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。 ○成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。 ○市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。</p>
<p>（5）国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>	<p>○市町村の役割：中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等 ○都道府県の役割：広域的見地からの市町村の支援等 ○国の役割：財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取り組み例の紹介など</p>
<p>（6）成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>	<p>○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。</p>
<p>（7）成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>	<p>○成年後見人等の権利に制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。</p>
<p>（8）死後事務の範囲等</p>	<p>○平成 28（2016）年 10 月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。</p>

◎厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要」より参照作成

2 計画の位置づけ

- ・ この計画は、成年後見制度利用促進法第14条に基づく「市町村計画」です。
- ・ 国の「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を勘案して策定されています。
- ・ 市の最上位計画である「第五期長期計画・調整計画」及び「第六期長期計画」を受けた健康福祉分野の基本となる計画である「第3期健康福祉総合計画」等の関連する各種計画との整合性を図ります。
- ・ 市では、「第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画」（平成30（2018）年3月）において、「権利擁護事業・成年後見制度の利用促進」を掲げ、その中で「福祉公社など関係機関と連携し、『成年後見制度利用促進基本計画』策定に向けた検討」を行うこととしています。

<図表1-4 計画策定のイメージ>

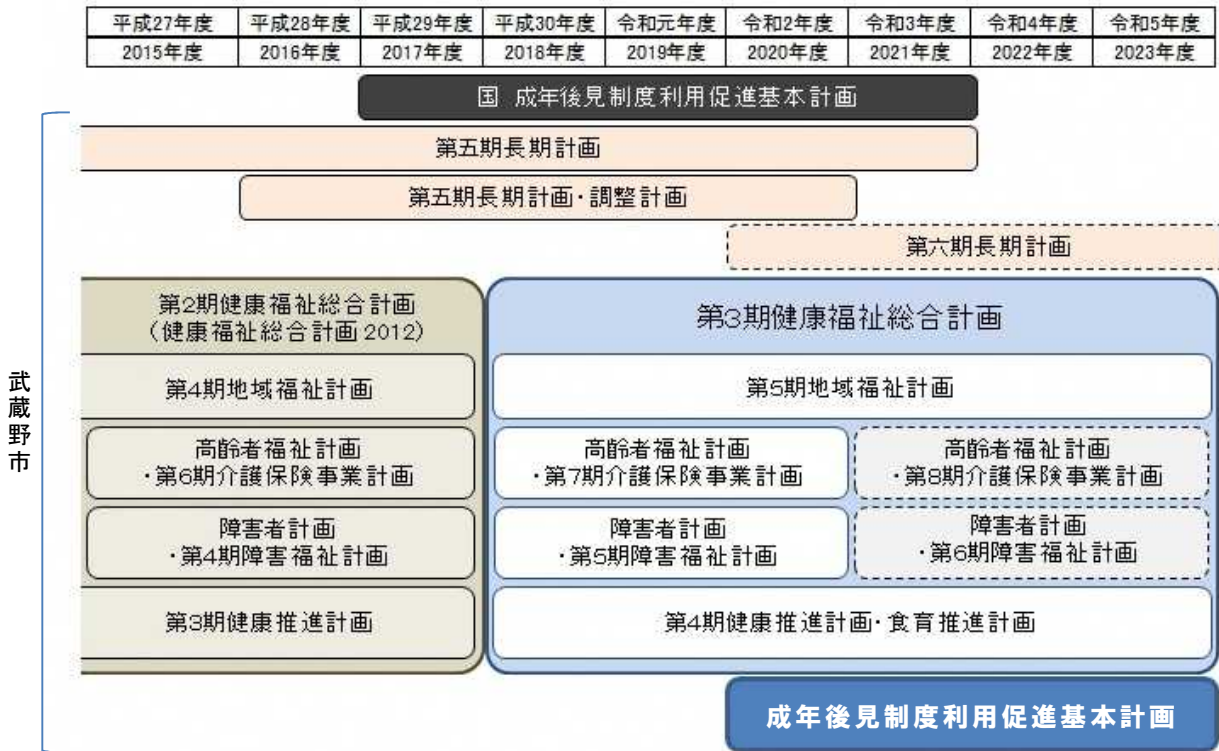


※ この計画は、第3期健康福祉総合計画の中で、今後取り組む施策の一つとして掲げられています。

3 計画の期間

- ・ この計画の期間は、健康福祉総合計画及び地域福祉計画の計画期間を考慮し、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とします。
- ・ 令和5（2023）年度において、健康福祉総合計画及び地域福祉計画の見直しとともに、本計画も一体的に見直します。

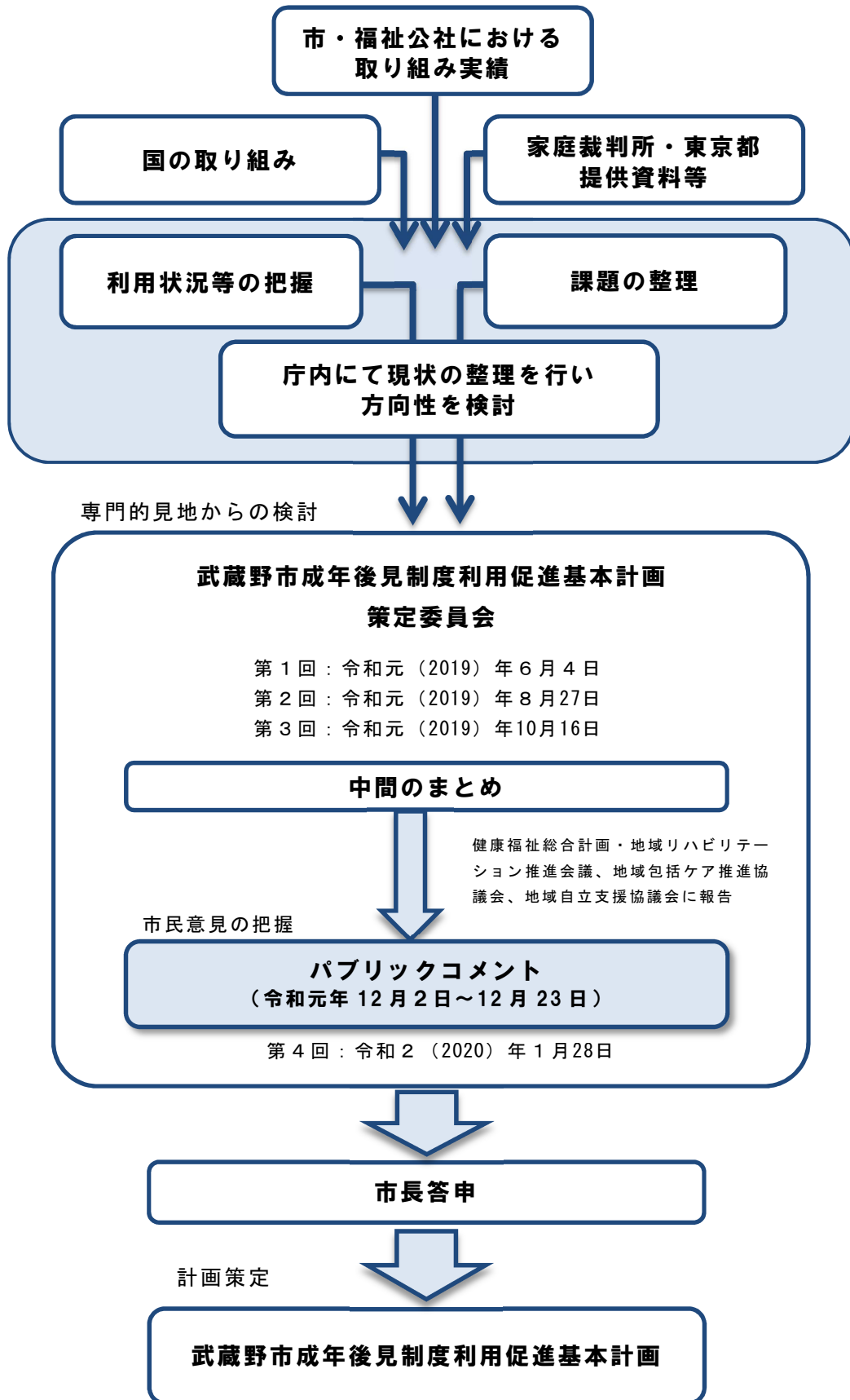
<図表 1 - 5 関連計画と計画の期間>



4 計画策定までの流れ

- ・ 計画の策定にあたって、健康福祉部地域支援課が福祉公社と連携し、市民の成年後見制度の利用状況把握や各種施策の実施状況等を整理しました。
- ・ 市と福祉公社での検討をもとに、学識経験者、法曹等関係者、福祉関係者、金融関係者、公募の市民等で構成された武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会において、市内の成年後見制度利用に関する課題や今後の取り組みの方向性など、幅広い審議が行われました。
- ・ 策定過程で、中間のまとめを公表（市ホームページへ全文・概要版の掲載及び市役所等窓口での冊子の配布）し、パブリックコメント（令和元（2019）年12月2日～12月23日）を実施し、広く市民意見を反映して策定しています。
※パブリックコメントの応募者数・意見数：4名・10件
- ・ 中間のまとめは、健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議、地域包括ケア推進協議会、地域自立支援協議会にも報告し、関係者からの意見を求めました。

<図表 1 - 6 計画策定までの流れ>



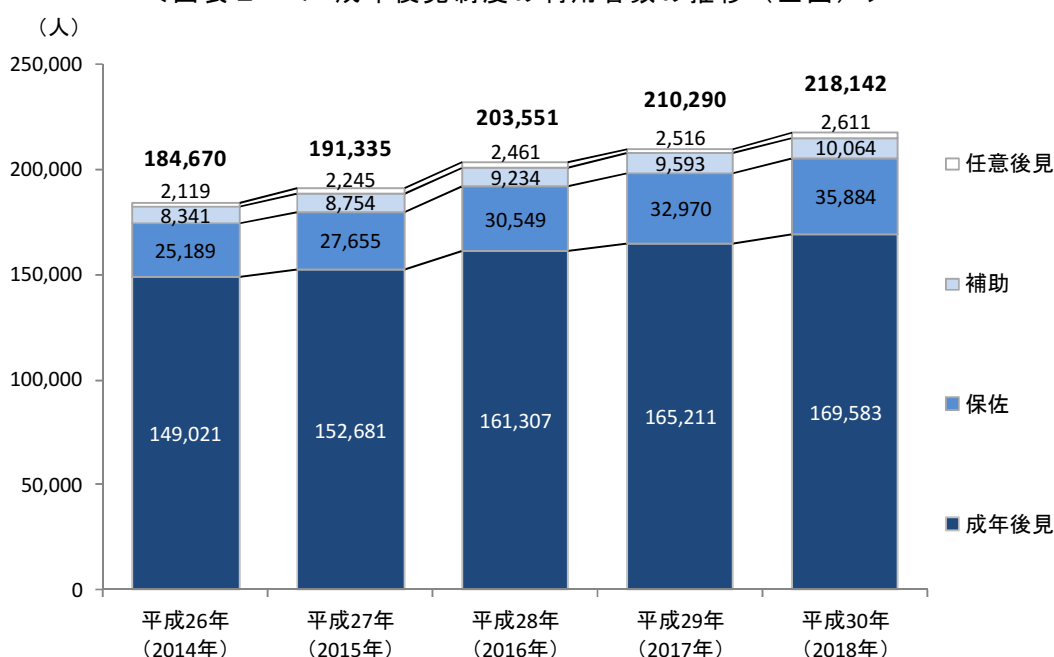
第 2 章

成年後見制度を取り巻く現状と課題

1 全国の状況

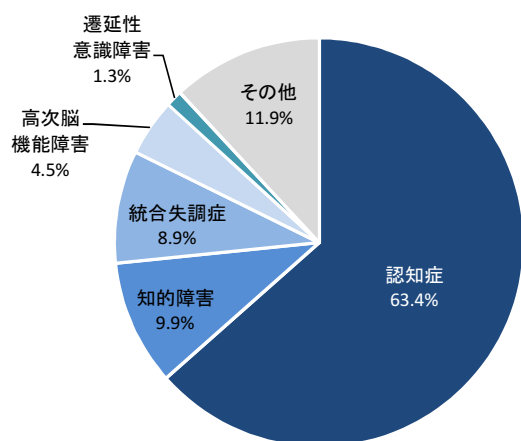
- 平成 30（2018）年 12 月末日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で 218,142 人、対前年比約 3.7%の増加となっています。
- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約 63.4%を占めています。
- 認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、今後ますます成年後見制度利用の必要性が高まっていくものと考えられますが、成年後見制度の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、現状では社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度が積極的に利用されていないものと考えられます。

<図表 2 - 1 成年後見制度の利用者数の推移（全国）>



※各年 12 月末日現在

<図表 2 - 2 開始原因別割合（全国）>

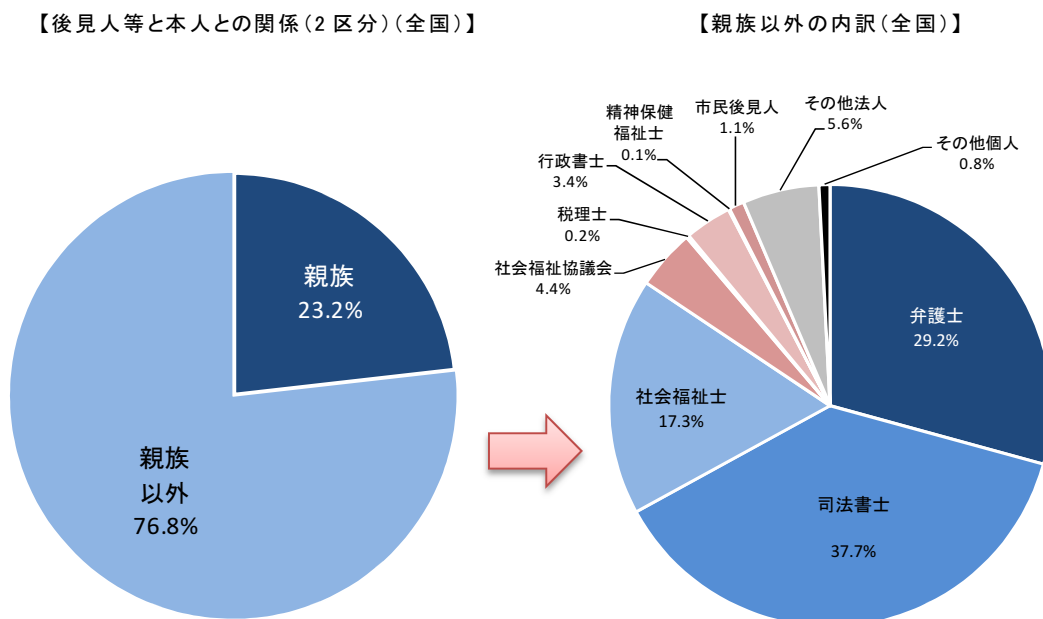


※ 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 -平成 30 年 1 月～12 月-」

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係は、「親族以外」が全体の約 76.8%と多く、「親族」（23.2%）を上回っており、親族よりも専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっています。
- 制度運用の中には、財産保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠け、意思決定支援や身上保護等の福祉的な配慮に乏しい運用がなされているものもあり、成年後見制度の利用者が制度のメリットを実感できていないケースも多いと言われています。

＜図表 2－3 後見人等と本人との関係（全国）＞



資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 -平成 30 年 1 月～12 月-」

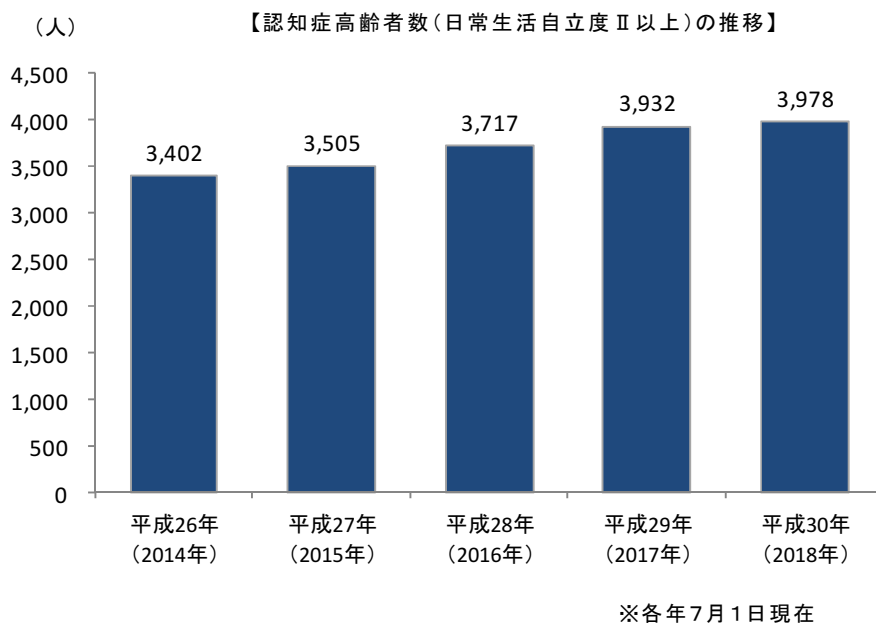
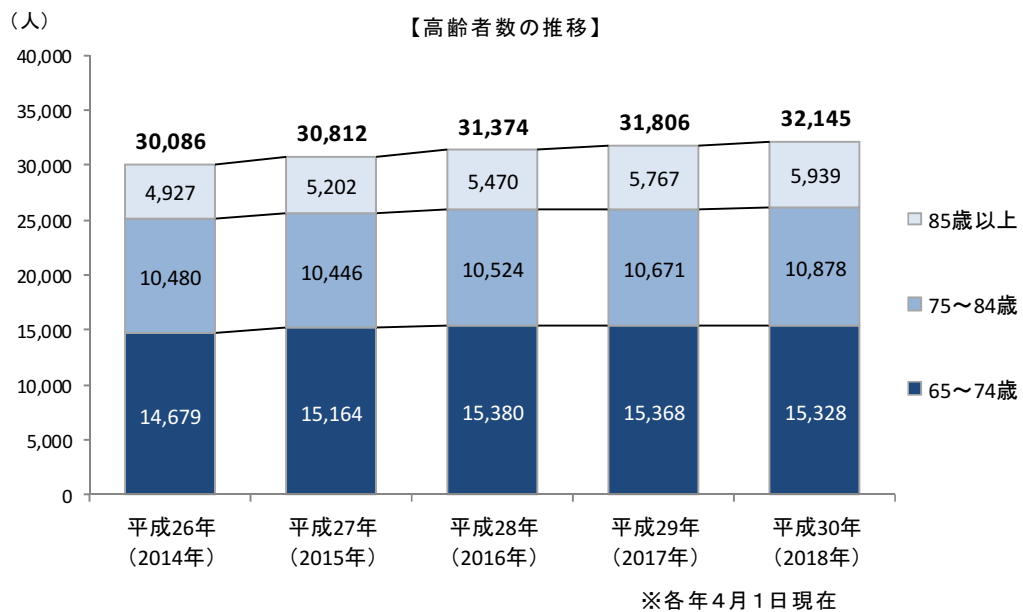
- ※平成30年1月から12月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」と本人との関係を類型別・区市町村別に集計したもの。
- ※開始時に選任された後見人等を基準として集計したものであり、本人の死亡等により管理が終了しているものも含まれている。また、開始後の後見人等の変動は反映されていない。
- ※弁護士・司法書士・税理士及び行政書士の数値には、各法人をそれぞれ含んでいる。
- ※1件の開始の審判にあたり、複数の後見人等が選任されている場合には、複数の「関係別」に計上している。

2 武蔵野市の状況

(1) 高齢者数等の推移

- 市の高齢者数は増加が続いており、平成30(2018)年には32,145人(総人口の22.1%)となっています。
- 市の特徴として、国や都に比べて高齢単身者世帯の比率が高い状況となっています。
- 認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱ以上)は、増加が続いており、平成30(2018)年には3,978人となっています。
- 知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いており、成年後見制度の潜在的な利用者数は増加しています。

<図表2-4 高齢者数等の推移>



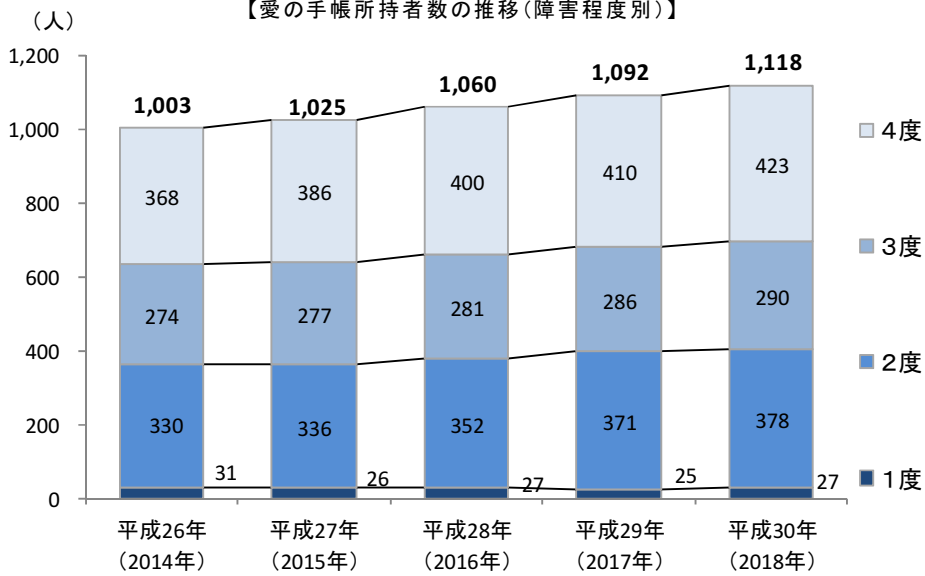
【高齢者数、高齢単身世帯数等の状況】

区域	総数		65歳以上の高齢者数		65歳以上の高齢単身世帯		高齢夫婦世帯 (夫65歳以上妻60歳以上の 夫婦1組のみの一般世帯)	
	人口	世帯	人口	構成比 (%)	世帯	単身世帯 比率 (%)	世帯	構成比 (%)
全国	127,094,745	53,448,685	33,465,441	26.33%	5,927,686	17.71%	6,079,126	11.37%
東京都	13,515,271	6,701,122	3,005,516	22.24%	739,511	24.61%	545,144	8.14%
武蔵野市	144,730	74,022	30,819	21.29%	8,097	26.27%	5,964	8.06%

※構成比(%)は各総数に対する割合、単身世帯比率(%)は高齢者人口に占める高齢単身世帯の割合
資料：平成27年国勢調査

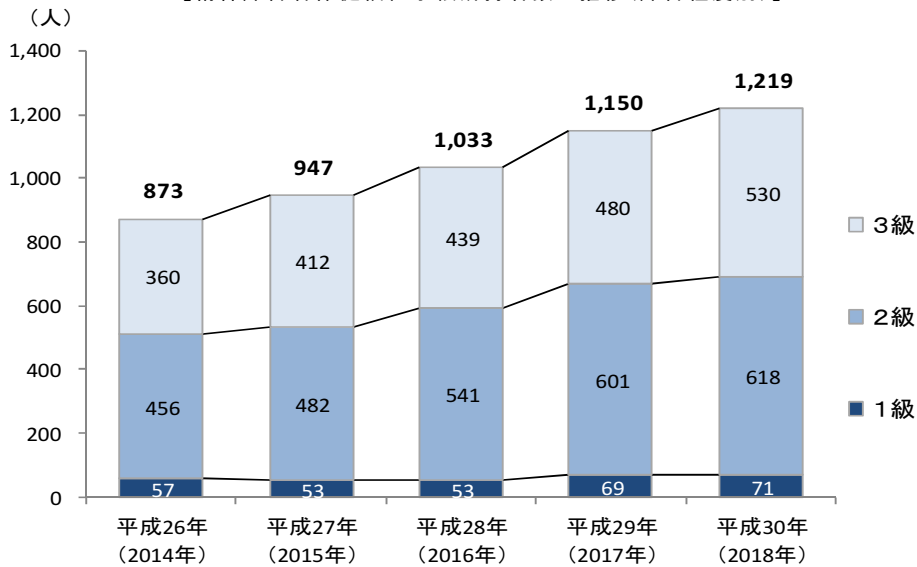
<図表2-5 障害者数の推移>

【愛の手帳所持者数の推移(障害程度別)】



※各年4月1日現在

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(障害程度別)】

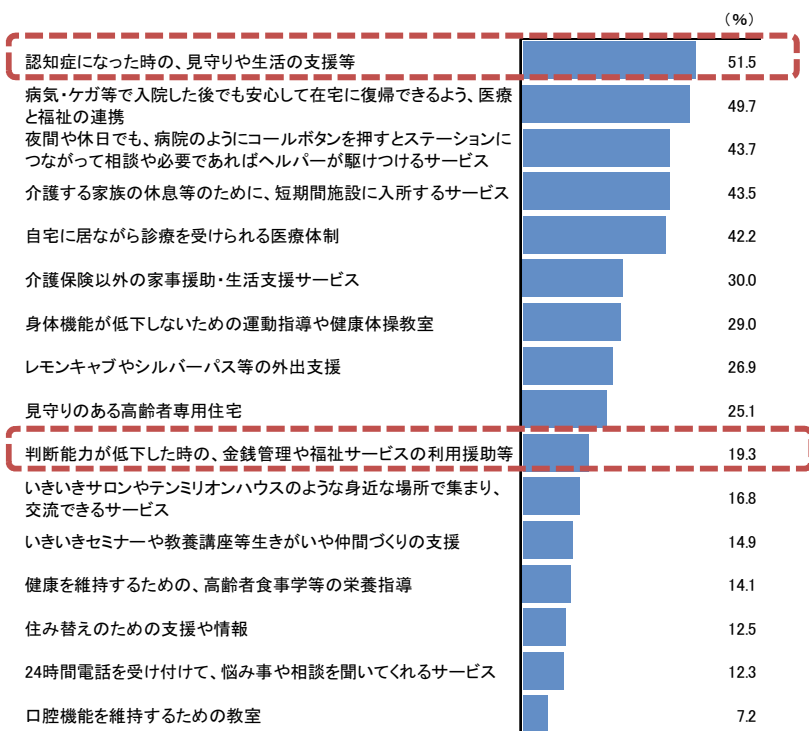


※各年4月1日現在

- 市で実施したアンケート調査の結果からは、高齢者施策において充実してほしい施策として認知症施策への支持が高く、「判断能力が低下した時の金銭管理や福祉サービスの利用援助等」への期待も20%近くとなっています。
- また、要介護高齢者の主な介護者が不安を感じる介護については、「認知症状への対応」が多く、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」に対する不安は8.4%となっています。

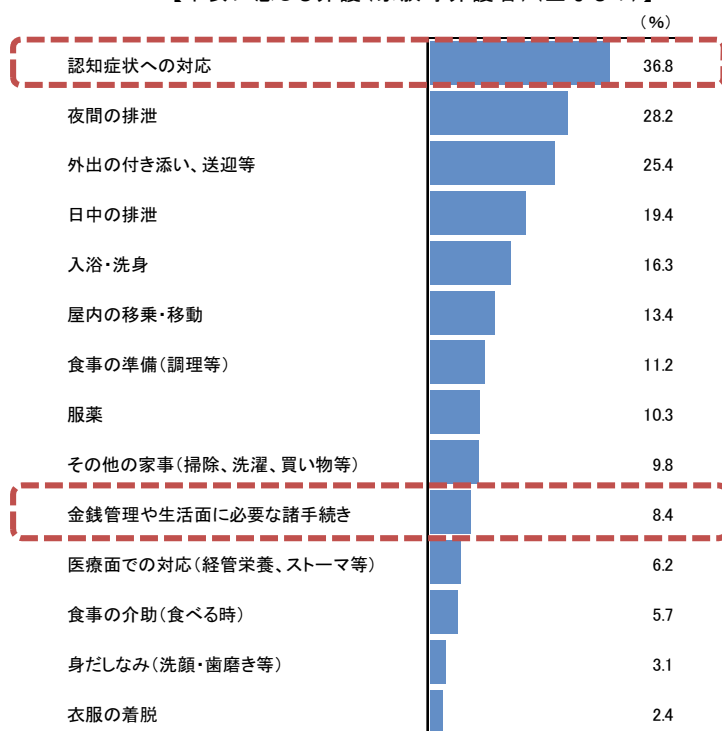
＜図表2-6 高齢者施策要望等＞

【充実してほしい高齢者に対する施策や支援(高齢者一般)(主なもの)】



資料:「高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査/要介護高齢者・家族等介護者実態調査報告書」(武蔵野市 平成29年3月)
 ※「高齢者一般」には要支援1・2を含む。
 ※「家族等介護者」は要介護1から5の在宅の方で調査期間中に認定を受けた方の家族等介護者

【不安を感じる介護(家族等介護者)(主なもの)】



(2) 成年後見制度等の利用状況

- 武蔵野市の成年後見制度利用者数は、平成 30 (2018) 年 12 月末日現在 337 人、人口 1 万人に対して 22.8 人となっています。この値は、東京都計 (18.7 人)、市部計 (22.3 人) より多くなっています。

<図表 2-7 成年後見制度利用状況 (平成 30 年 12 月末)>

【成年後見制度利用者数(都内比較)】

(人)

区分	人口	合計	後見				人口1万人あたり
			後見	保佐	補助	任意	
武蔵野市	147,878	337	256	52	17	12	22.79
市部計	4,205,936	9,392	7,227	1,566	460	139	22.33
特別区計	9,569,121	16,058	12,399	2,512	786	361	16.78
東京都計	13,857,443	25,885	19,997	4,130	1,257	501	18.68
(参考) 全国	126,320,000	218,142	169,583	35,884	10,064	2611	17.27

【成年後見関係事件の申立件数】

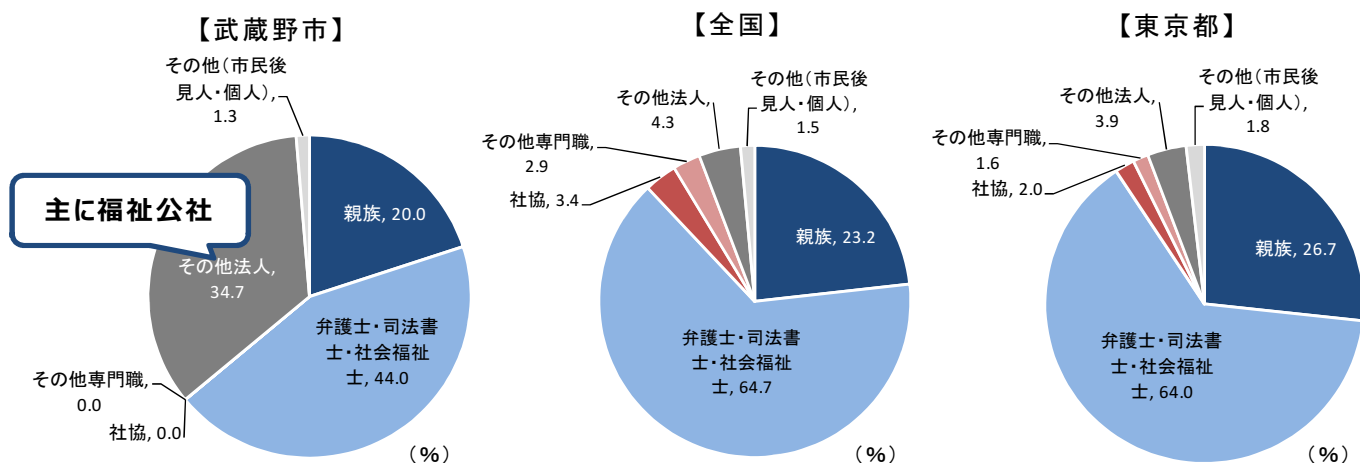
成年後見関係事件の申立件数 (平成30年・武蔵野市) **82 件**

(後見開始 59 件 / 保佐開始 12 件 / 補助開始 5 件 / 任意後見監督人選任 6 件)

資料: 東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)」
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 -平成 30 年1月~12月-」より作成
各人口は「東京都の人口推計(平成 31 年1月1日現在)」より

- 平成 30 (2018) 年に開始された事案の成年後見人等と本人との関係^{※1}をみると、武蔵野市では「弁護士・司法書士・社会福祉士」(44.0%) に次いで「その他法人」(主に福祉公社) が 34.7% と多くなっています。他の市区町村ではこのような傾向は見られず、東京都 (3.9%) や全国 (4.3%) と比べても際立った特徴を示しています。

<図表 2-8 成年後見人等と本人との関係(平成 30 年)>



【武蔵野市 成年後見関係の内訳】

(件)

区分	親族	弁護士・司法書士 ・社会福祉士	その他法人 (主に福祉公社)	その他 (市民後見人・個人)	合計
後見	14	26	17	1	58
保佐	1	4	8	0	13
補助	0	3	1	0	4
計	15	33	26	1	75

資料：東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)」

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 -平成 30 年1月～12月-」より作成

※1 開始時に選任された後見人等を基準として集計したものであり、本人の死亡等により管理が終了しているものも含まれている。

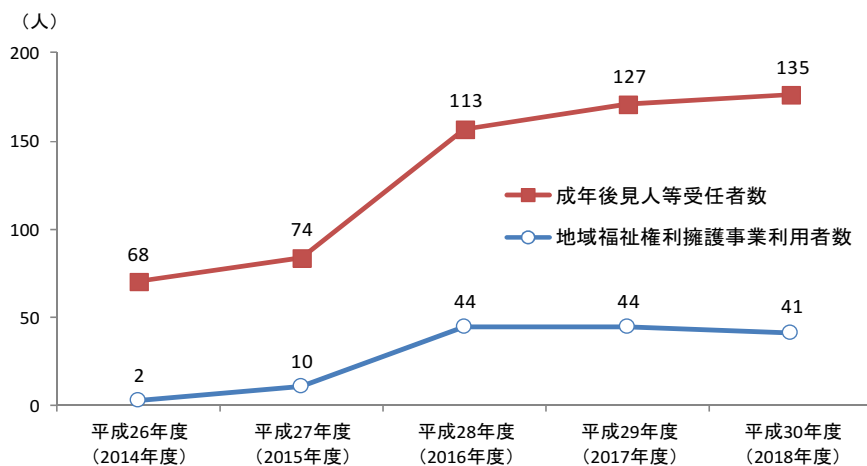
開始後の後見人等の変動は反映されていない。また、「その他専門職」は税理士、行政書士、精神保健福祉士が、弁護士・司法書士・税理士及び行政書士の数値には、各法人をそれぞれ含んでいる。

1件の開始の審判にあたり、複数の後見人等が選任されている場合には、複数の「関係別」に計上している。

- 市内の成年後見制度利用については、福祉公社が成年後見制度推進機関となって相談と制度利用等の対応を行っています。
- 福祉公社の成年後見人等受任者数は、平成 30(2018)年度で 135 人となっています。なお、平成 28(2016)年度は利用者の総合的支援を担う有償在宅福祉サービスと独自の権利擁護事業等^{※2}の終了に伴う利用者移行により、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業ともに利用者が急増しました。
- このように、公的セクターが地域の成年後見制度利用を支えているのが武蔵野市の大きな特徴となっています。

※2 次頁の「福祉公社と成年後見制度」を参照

<図表 2-9 成年後見人等受任者数及び地域福祉権利擁護事業利用者数(福祉公社)>



【成年後見人等受任者数(福祉公社)】

(人)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
新規	11	15	52	38	29
終結	9	9	13	24	21
年度末受任	68	74	113	127	135

資料：武蔵野市、福祉公社



公益財団法人武蔵野市福祉公社

権利擁護センターについて

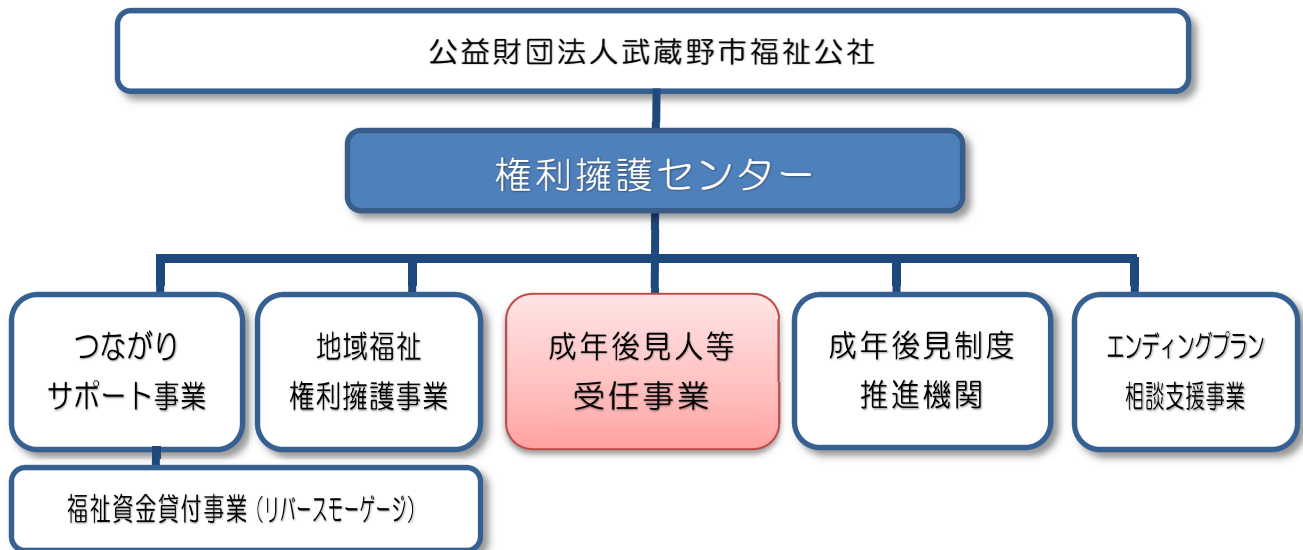
～武蔵野市福祉公社は、「住み慣れたところで一生を」との理念のもと、「すべての市民に安心できる生活を保障すること」を目指しています～

【公益財団法人武蔵野市福祉公社の創設】

終生利用できる、体系的・総合的な在宅高齢者向け有償福祉サービスを提供することを目的として、昭和 55（1980）年 12 月に設立されました。昭和 56（1981）年 4 月からは、日本で初めて有償在宅福祉サービス事業を開始、平成元（1989）年 3 月には財団法人として認可され、さらに、平成 25（2013）年 4 月からは公益財団法人へと移行しています。

【権利擁護に関わる主な事業】

※平成 31 年 4 月 1 日現在



～福祉公社と成年後見制度～

利用者の金銭管理ニーズに応えるため、昭和 59（1984）年 4 月から、財産保全サービスを開始、さらに、平成 12（2000）年からは、サービスをリニューアルし、独自の権利擁護事業を始めました。

昭和 59（1984）年開始の財産保全等サービスは、当時の有償在宅福祉サービス利用者のみを対象にしたもので、これを発展させ、地域福祉権利擁護事業の発足に合わせ、独自の権利擁護事業として、一般の高齢者を対象に、金銭管理と財産保管サービスを開始しました。利用者生活に資するサービスとして制約を設けず、事実上、サービス内容は成年後見制度と同様の広範なものでした。

独自の権利擁護事業を実施することで、成年後見制度と同様に、幅広く身上保護と財産管理サービスが可能になり、そのノウハウと社会的ニーズを踏まえ、平成 13（2001）年から、成年後見制度の法人後見の受任を開始しました。また、現在では、成年後見制度推進機関としての役割も担っています。

なお、平成 27（2015）年からは、独自の権利擁護事業及び有償在宅福祉サービスを見直し、「つながりサポート事業」を開始しています。

【武蔵野市福祉公社の実績】

【つながりサポート事業】

独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等が、安心した在宅生活を継続するための必要なサービスを提供します。定期的なソーシャルワーカーの訪問、相談、緊急時の対応等により支援します。

ア 対象者 独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等

イ サービス内容

1 基本サービス 「基本プラン」か「つながりプラン」を選択。

・基本プラン：月額 5,000 円。3 か月に 1 回の訪問、月 2 回の電話コールサービス

・つながりプラン：年間 12 万円。月 1 回の定期訪問、月 2 回の電話コールサービス、定期訪問以外に個別サービスを年間 12 回を上限に利用可

2 個別サービス 「緊急支援サービス」「随時訪問サービス」「入院・入所等支援サービス」
(3,500 円/時間、簡易なサービス 2,290 円/時間)

3 没後支援サービス 火葬から納骨、家財整理、行政機関への手続き等の支援。

年度	基本プラン		つながりプラン		合計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
平成 27 (2015) 年度	16	21	1	2	17	23
平成 28 (2016) 年度	37	48	1	1	38	49
平成 29 (2017) 年度	77	88	12	15	89	103
平成 30 (2018) 年度	72	83	17	19	89	102

つながりサポート事業個別サービス（契約件数）

年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
入院入所支援	16	44	49	52
随時訪問	20	38	89	89
緊急支援	22	38	89	89

【成年後見人等受任事業】

～判断能力が不十分になっても、成年後見制度によって、ご本人の意思を尊重し生活を支援します～

1 財産管理

・通帳や印鑑の預かり ・不動産の管理 ・各種契約等

2 身上保護

・福祉サービスの利用手続き ・入院や入所時の各種手続き

【地域福祉権利擁護事業】

～必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方のお手伝いをします～

1 福祉サービス利用援助

2 日常的金銭管理サービス

3 書類等預かりサービス

年度	区分	成年後見人等受任事業利用者数			地域福祉権利擁護事業利用者数			
		新規	終結	年度未受任	新規	解約	死亡	累計
平成 26 (2014) 年度		11	9	68	0	0	0	2
平成 27 (2015) 年度		15	9	74	9	0	1	10
平成 28 (2016) 年度		52	13	113	36	2	0	44
平成 29 (2017) 年度		38	24	127	7	7	0	44
平成 30 (2018) 年度		29	21	135	10	13	0	41

福祉公社は創業以来、利用者を全人的に支援してきました。

利用者の健康保持期から終末期に至るまでの様々な生活課題を解決するため、社会的支援者として機能してきました。

それは親族機能を補充補完し、代行するものでもありました。

この切れ目のない支援は、超高齢社会でセーフティーネットの役割をも果たしています。

(3) 成年後見制度利用促進の取り組み状況

- 福祉公社では平成 27（2015）年度から、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市の各市と合同で、「7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業」を実施し、市民後見人を養成・育成しています。

<図表 2-10 7市社協・福祉公社合同後見人候補者養成講習事業受講者数及び登録者数の推移>

	(人)			
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
養成研修受講者数（市民）	3	2	0	4
登録者数（年度内、市民）	2	1	0	0

※平成 29 年度は資格者のフォローアップ研修のみで、新規募集はしていない。

資料：武蔵野市、福祉公社

- 市では、申立権者のいない高齢者、障害者が成年後見申立てを必要とした場合、市長が申立て手続きを行う「成年後見市長申立て」を行っています。また、成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬の支払いに要する費用の一部を助成する現在の「成年後見人等報酬支払費用助成」を平成 28（2016）年度から行っています。
- 平成 30（2018）年度の申立件数は 4 件、成年後見人等報酬支払費用助成は 13 件となっています。

<図表 2-11 市長申立件数等の推移>

【成年後見市長申立件数】

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
市長申立件数	7	6	7	9	4

【成年後見人等報酬支払費用助成】

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
件数	8	12	13
金額（円）	420,000	925,000	1,161,000

※現在の費用助成は平成 28 年度から開始

3 基本課題

(1) 制度の周知不足による誤解・不信の問題

- 全国的な状況としては、認知症の方等が増加する中、成年後見制度が必要な人はいるものの、制度は浸透していないという状況です。その背景には、周知不足の他、後見人による財産横領など制度への不信があります。
- また、財産管理に重点が置かれ、身上保護がおろそかになることで、利用者にとってメリットを感じられない制度と捉えられています。
- 武蔵野市においても、制度周知や利用が進んでいないこと、誰が後見人になるかわからないことへの不安があること等の課題は共通しています。

(2) 本人の意思決定を尊重した継続した支援が必要

- 成年後見制度について、市内では、市の福祉の向上を目的とする福祉公社が、早くからその推進役を担ってきました。
- その結果、福祉公社が権利擁護事業から成年後見まで継続して受任し本人の意思を尊重している点、適切な後見人候補者が見いだせない場合も福祉公社が候補者となりセーフティーネットとして機能している点、介護保険などのサービス利用を含めた総合的な身上保護を提供している点、他の福祉関連機関とも密接な連携のもとに取り組みが行われている点など、他の地域とは異なる一定の成果をあげている状況となっています。
- その一方、現状では、それぞれの専門機関の取り組みはそれぞれの取り組みとして完結し、有機的な連携には至っていません。今後は、福祉公社のノウハウを市内の親族後見人、専門職後見人等に伝えることが、課題として指摘されています。

(3) 福祉公社等の取り組みを広げる、ネットワークの構築が必要

- 成年後見制度の利用がさらに進んでいくことが予想される中、今後は福祉公社の取り組みをはじめ、各機関の取り組みを市全体の取り組みに広げていくことが必要です。
- 市内の成年後見制度に関わる様々な機関によるネットワークを形成し、これまで各機関が築き上げてきたノウハウを共有し、親族後見人、市民後見人、専門職後見人など様々な後見人の活動へと広げ、成年後見制度を利用者にとってより身近で、より良い制度にしていくことが求められています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本目標

生涯を通じて 本人意思が尊重され
安心して 自分らしく暮らせるまち

市では、平成 30（2018）年 3 月に策定した「第 3 期健康福祉総合計画」の総合目標として、「誰もが いきいきと 安心して 住み続けられる 支え合いのまち」を掲げ、健康福祉分野の様々な施策を総合的・横断的に推進しています。

本計画では、健康福祉総合計画の考えを踏まえるとともに、上記の基本目標を掲げ、認知症になっても、障害があっても、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

2 基本方針

基本目標の達成に向け、以下の 3 つの方針に基づき、成年後見制度がより身近に、より使いやすく、より充実したものとなるよう取り組みます。

基本方針

1

利用者とその家族、誰もが
安心して利用できる制度の運営と周知

基本方針

2

その人が望むその人らしい生活を、
継続的に支援する体制を整備

基本方針

3

成年後見制度のネットワークを、
市と福祉公社を中核機関に据え強化

3 取り組みの全体像

施策

1

地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営

- ・ 既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化
- ・ 中核機関の整備・運営

施策

2

地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備

- ・ 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備
- ・ チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備

施策

3

制度利用を支える機能の充実

- ・ 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）
- ・ 相談機能の充実
- ・ 受任者調整（マッチング）等の支援
- ・ 担い手の育成
- ・ 後見人への支援
- ・ 市長申立による支援

施策

4

成年後見制度の担い手への支援の充実

第 4 章

施策の展開

基本目標の達成に向け、現状と課題を踏まえ、施策を推進します。

＜施策の体系＞

基本目標	基本方針	施策	事業	
生涯を通じて本人意思が尊重され 安心して自分らしく暮らせるまち	1 利用者とその家族、誰もが安心して利用できる制度の運営と周知	1 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営	(1) 既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化	
			(2) 中核機関の整備・運営	
		2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備	(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備	
			(2) チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備	
		3 制度利用を支える機能の充実	(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）	
			(2) 相談機能の充実	
	2 その人が望むその人らしい生活を、継続的に支援する体制を整備		(3) 受任者調整（マッチング）等の支援	
	3 成年後見制度のネットワークを、市と福祉公社を中核機関に据え強化		(4) 担い手の育成 ①市民後見人の育成 ②法人後見人の育成	
			(5) 後見人への支援 ①市民後見人への支援 ②親族後見人への支援 ③専門職後見人への支援	
			(6) 市長申立による支援	
				4 成年後見制度の担い手への支援の充実

地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営

1

市と福祉公社を中核機関とし、従来のネットワークを拡充した「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)」により、身上保護を重視した取り組みを市全体へと拡大していきます。

(1) 既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化

【現状と課題】

- ・ 現在市内には、成年後見制度推進機関である福祉公社独自のネットワークとして「権利擁護センター関係機関等連絡協議会」が設置されています。
- ・ 構成メンバーは権利擁護、成年後見制度の関係機関で構成されていますが、成年後見人等と行政による情報交換が中心となっており、サービス提供事業者や地域の関連機関と成年後見人等との連携までには至っていないのが現状です。

＜権利擁護センター関係機関等連絡協議会＞

区分	内容
設置区域	武蔵野市内
構成メンバー	弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、NPO法人等、地域支援課、高齢者支援課（基幹型地域包括支援センター）、障害者福祉課（基幹相談支援センター）
開催	年3回程度
事務局	福祉公社権利擁護センター
協議内容	主に情報交換とケース検討

【今後の方向】

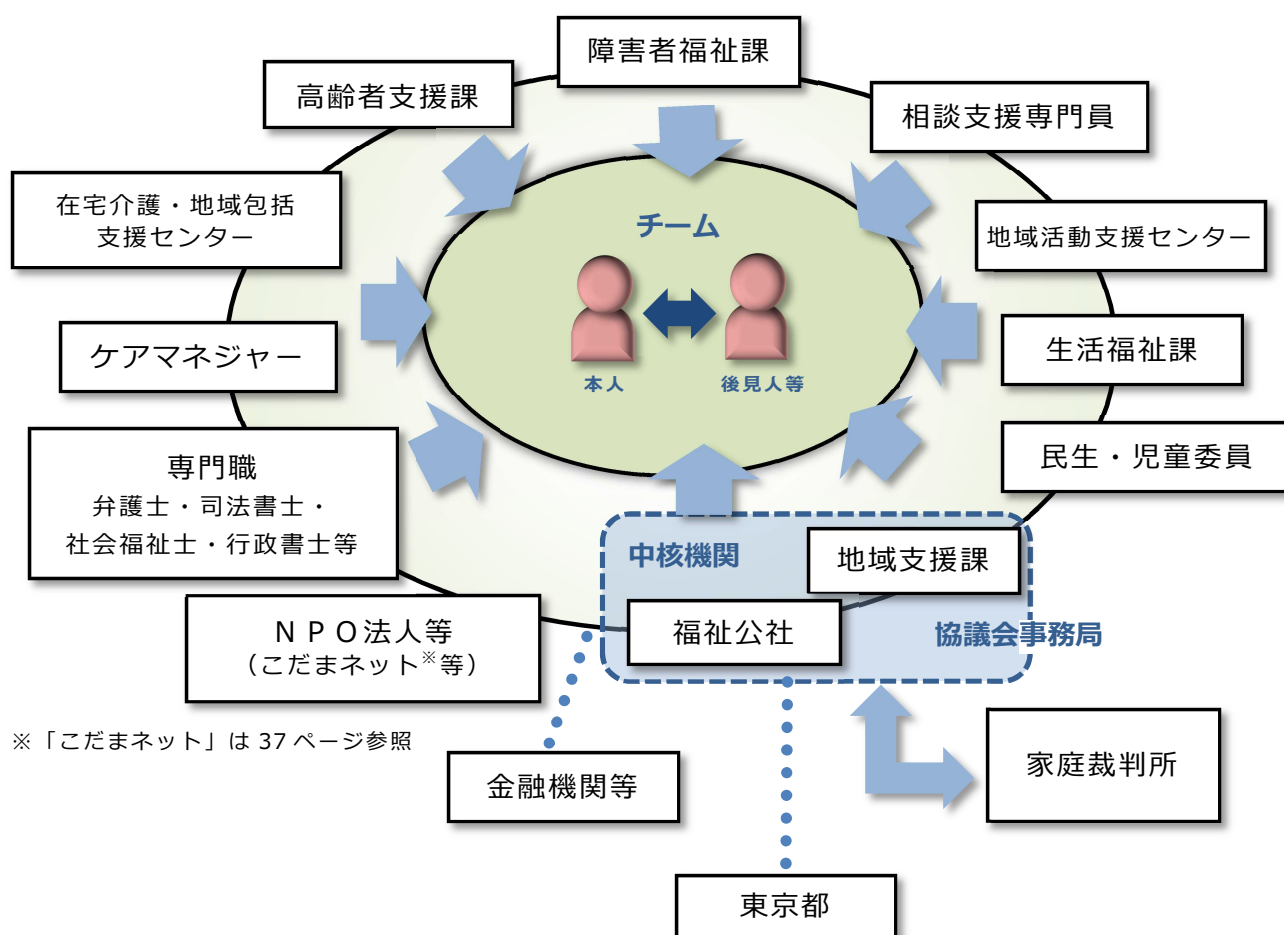
- ・ 福祉公社の持つ既存のネットワークを継続・拡充する形で、市が「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)」を設置します。
- ・ 従来の構成メンバーに加え、ケアマネジャー、地域活動支援センター、民生・児童委員、生活福祉課等の潜在的な成年後見制度利用者に近い関係者の参加を促し、より大きなネットワークとするとともに、地域の成年後見制度に関する様々な課題を共有していきます。
- ・ 金融機関等その他の関連機関の参加方法や家庭裁判所の連携についても、このネットワークの中で検討していきます。

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	◎	○	○	◎

＜武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)の構成＞

区分	内容
設置区域	武蔵野市内
構成メンバー	専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等）、NPO 法人等、ケアマネジャー、地域活動支援センター、相談支援専門員、民生・児童委員、高齢者支援課（基幹型地域包括支援センター）、在宅介護・地域包括支援センター、障害者福祉課（基幹相談支援センター）、生活福祉課、地域支援課、福祉公社 等
開催	年 3 回程度
事務局	市（地域支援課）
協議内容	事例・情報共有、課題共有、チームへの支援、解決策協議、専門機関からのアドバイス、支援者への周知・研修、その他関連機関（金融機関等）の参加方法、家庭裁判所の連携等

＜武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)のイメージ＞



(2) 中核機関の整備・運営

【現状と課題】

- ・本市では、成年後見制度推進機関として福祉公社が「権利擁護センター」を運営しています。
- ・権利擁護センターは福祉公社の機関として市民からの相談対応やアセスメント、成年後見制度の申立支援などを行っていますが、現在の機能は実務中心です。さらに今後は、地域における成年後見制度の利用促進に関する制度的な全体調整機能が求められています。

【今後の方向】

- ・成年後見制度利用促進に係る中核機関を、市が設置し、市と福祉公社で運営します。
- ・市は中核機関の事務局として「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)」のコーディネートと協議会開催事務を担い、関係機関へネットワーク参加の要請及びチーム対応関係者への周知を行います。また、市では市民への周知や広報の中心を担います。
- ・専門的な相談・利用促進・成年後見人等支援は福祉公社を中心に行います。
- ・福祉公社を中核機関とし、本人意思の実現を目指し、身上保護を重視した後見事務とそのノウハウを市全体でも共有し、様々な後見人の活動へと広めていきます。

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	○	◎	—	—

<成年後見制度利用促進に係る中核機関>



＜中核機関に求められる役割・機能とその対応 一覧＞

区 分	内 容
設置区域	武蔵野市内
運営主体	市＋福祉公社
役割	事務局機能：市（ネットワークのコーディネート、協議会開催） 援助対応：福祉公社（相談・利用促進・後見人等支援等）
機能	地域の成年後見制度利用促進に関する全体調整、進捗管理 個別チームへの専門的支援：①本人の権利を擁護するための支援方針についての検討、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討、③モニタリング・バックアップの検討の3項目について、個別のチーム（本人や成年後見人等と身近で支援する関係者等）に対し、専門職等が専門的立場からフォロー、バックアップを行う。

機 能		担 当	備 考
広報	周知・啓発	市	ネットワーク活用
	発見	福祉公社	ネットワーク活用
相談	相談窓口	福祉公社	
	ニーズ精査（インテーク、アセスメント）	福祉公社	
	見守り体制の調整	福祉公社	
利用促進	受任者調整（マッチング）等支援	—	（今後協議）
	担い手育成（市民後見人育成等）	福祉公社	
	関連制度からのスムーズな移行支援	福祉公社	
後見人支援	チームの選定とチームへの支援	—	（今後協議）
	本人意思尊重による柔軟な対応	福祉公社	
運営	協議会運営	市	
	情報保護・情報管理	市	
連絡調整	家庭裁判所との連携	—	（今後協議）

地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備

2

福祉公社の相談窓口を中核機関として市民及び関係機関に周知するとともに、相談対応から支援への流れを明確にしていきます。また、全ての事案でチーム対応できるよう地域連携ネットワークを活用した利用支援体制を整備していきます。

(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備

【現状と課題】

- ・ 現在、福祉公社の権利擁護センターが市民からの成年後見制度に関する問い合わせに対応しているとともに、市内の在宅介護・地域包括支援センター等相談支援機関がそれぞれの分野で相談に対応しています。
- ・ 窓口での一次的な対応から専門的な相談対応へつなぐ際の判断は現場に委ねられており、各機関の連携の流れも明確にはなっていないのが現状です。
- ・ また、各相談支援機関において、成年後見制度に関連して把握すべき情報やその共有方法などが整理されておらず、早期の相談から支援へとスムーズにつながっていないといった課題も生じています。

【今後の方向】

- ・ 中核機関としての福祉公社の相談窓口を明確化し、市民及び関係機関に周知します。
- ・ 他の機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて中核機関や他の専門機関を紹介する等、相談対応から支援への流れを明確にしていきます。
- ・ またその際、必要な情報を整理したうえで連携するため、的確にニーズを把握し必要な機関につなぐための方法を検討し、共有します。

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	○	◎	○	○

(2) チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備

【現状と課題】

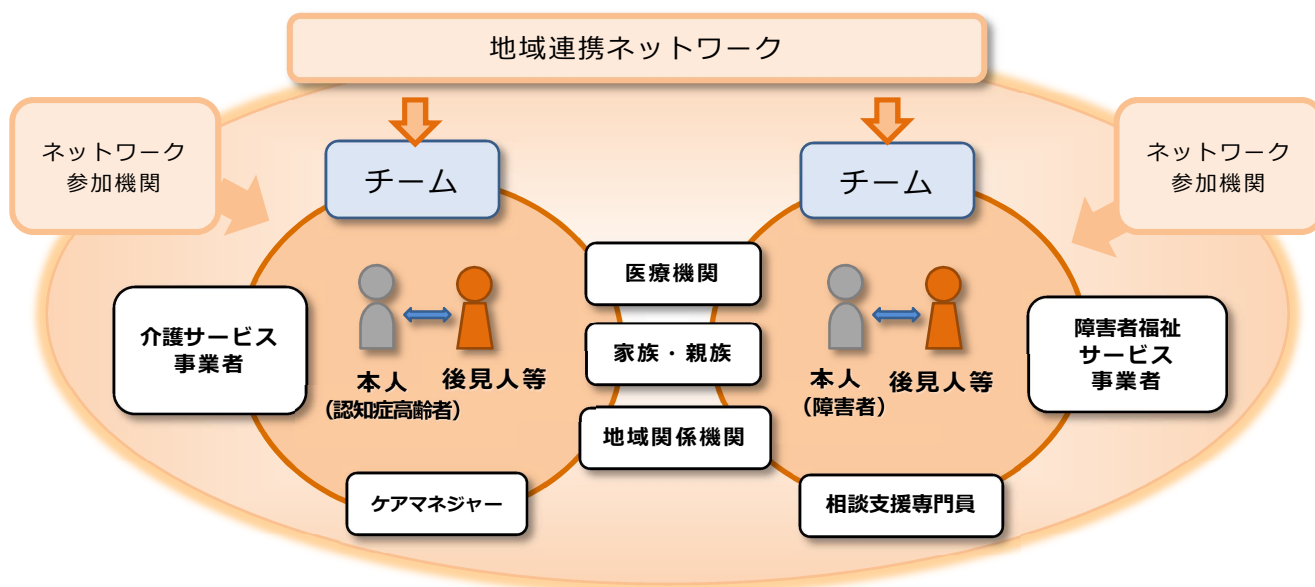
- ・ 成年後見制度の利用者は通常何らかの福祉サービスを利用しており、介護保険サービス利用者は、支援のために「サービス担当者会議」が開催されています。
- ・ サービス担当者会議はケアマネジャーが招集し、親族・福祉・医療・地域の関係者に成年後見人等が加わり、関係者が連携して支援方針や本人の客観状況を確認し、本人の意思を実現します。また、障害者福祉サービスでも同様の会議があります。
- ・ 親族後見人の場合、サービス担当者会議へは「家族」と「後見人」双方の立場で参加していることもあります。
- ・ 福祉公社が後見人の場合、このサービス担当者会議に担当職員が呼ばれ参加しています。
- ・ サービス担当者会議への後見人参加の必要性が十分に浸透しているとはいえ、他の専門職後見人等の場合では、参加が低調です。

【今後の方向】

- ・ 成年後見人等への参加要請について、ケアマネジャーを含めサービス提供関係機関に周知します。
- ・ 本人意思について一定理解しているサービス担当者会議等の支援チームへ成年後見人等が積極的に参加できる環境を整えていきます。
- ・ 全てのケースでチーム対応できるようノウハウを広げていきます。

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	○	○	○	○

<チーム体制による支援のイメージ>



制度利用を支える機能の充実

3

利用者とその家族、誰もが安心して利用できるよう、周知啓発や講座の開催、福祉公社を窓口とした相談対応、法人後見人を含む担い手の育成、市民・親族・専門職の各後見人への支援等、制度利用を支える機能の充実に取り組みます。

(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）

【現状と課題】

- ・ 市では、成年後見制度に関する報酬助成及び市長申立に関するチラシを作成・配布しています。また、本年度よりエンディング支援事業としてノートの配布や講座などを開始し、老いじたくのきっかけづくりや意思決定を支援しています。
- ・ 福祉公社では、権利擁護センターのパンフレットを作成・配布するとともに、市民等を対象とした「老いじたく講座」を月2回のペースで実施しています。
- ・ 専門職、関連機関、市内NPO団体においても、それぞれの特色を生かした相談会や講座等が開催されています。
- ・ しかし現状では、制度の周知は進んでおらず、判断能力が低下した時の見守りや生活支援、金銭管理などに不安を感じる人も少なくありません。

【今後の方向】

- ・ 本市における成年後見制度の仕組み等に関するパンフレットを作成・配布し、市民への周知に努めます。配布にあたっては地域連携ネットワーク参加団体をはじめ、関連機関協力の下、相談窓口、関係機関、医療機関、支援事業所、市内店舗等に幅広く配布します。
- ・ 制度を正しく理解することが、誰もが安心して利用できる制度につながることから、様々な機会を捉えて周知啓発に取り組みます。
- ・ 計画の策定や改定、制度改正等の際は、市民及び関係者を対象とした講演会（セミナー）を開催します。
- ・ 成年後見制度に関する講座を増やすとともに、関係機関や市の関連イベント等（ケアリンピック、認知症サポーター養成講座等）を活用し、成年後見制度の周知を図っていきます。
- ・ 市民を対象とした講座として、福祉公社は「老いじたく講座」を、市ではエンディング支援事業を、また、こだまネット[※]では市の委託事業である講演会、親なき後講座等を継続します。
- ・ 制度を必要とする人の早期の発見につなげるほか、終末期への備えを考えるきっかけとなるよう広報内容を工夫していきます。

※「こだまネット」は37ページ参照

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	◎	◎	○	○

<「老いじたく講座」について>

老いじたく講座

福祉公社の事業として、「老いじたく講座」を月 2 回行っています。

老いじたく講座では、老いじたくの基礎知識として老後の備えの具体的な方法について紹介しています。また、成年後見制度に関する講座も開催しています。

また、定期的な老いじたく講座とは別に、依頼により市民団体や集いで「出張老いじたく講座」も行っています。

平成 17（2005）年に開始して以来、これまでに 4,752 名の方が老いじたく講座を受講されています。（令和元年 9 月末現在）

期日	会場	テーマ
4/24（水）	高齢者総合センター	老いじたくの基礎知識
5/29（水）	福祉公社	老いじたくの基礎知識
6/28（金）	市民会館	成年後見制度について
7/29（月）	福祉公社	老いじたくの基礎知識
8/29（木）	福祉公社	老いじたくの基礎知識
9/27（金）	福祉公社	老いじたくの基礎知識
10/28（月）	高齢者総合センター	成年後見制度について
11/26（火）	福祉公社	老いじたくの基礎知識
12/24（火）	市民会館	老いじたくの基礎知識
1/28（火）	福祉公社	老いじたくの基礎知識
2/27（木）	福祉公社	成年後見制度について
3/25（水）	高齢者総合センター	老いじたくの基礎知識

▲令和元年度講座スケジュール

<「エンディング支援事業」について>

エンディング相談支援

高齢者支援課で、エンディング（終活）に関する相談を受け付けます。

ご自身の希望を実現するために必要な手続きや相談先、制度などをご案内します。

エンディングノートの配布と出前講座

自己決定ができるうちに自身に関する情報や要望・希望を書きとめ、これからの人生のあり方を考えるきっかけになる、エンディングノートを配布します。

また、終活及びエンディングノートの書き方をテーマにした出前講座を実施します。

ノート配布場所

武蔵野市高齢者支援課

武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号 市役所 1 階

公益財団法人武蔵野市福祉公社

武蔵野市吉祥寺北町 1 丁目 9 番 1 号

在宅介護・地域包括支援センター

市内 6 か所

<こだまネットによる事業>

「こだまネット」とは

正式名称は「NPO 法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット」。武蔵野市にある知的障害者の親の会の方々が、親なき後の課題に不安を感じて講座を開催したことから始まるもので、親たちの不安、希望等を具体的に解決するための法人として平成 26（2014）年 6 月に立ち上がりました。

活動の内容

研修啓発活動、講演会、親なき後講座、こだまカフェ、相談会、「こころのバトンノート」等。「こころのバトンノート」は、親の立場から新たに成年後見の担当者に引き継いでいくためのもので、これを広めるために「親なき後講座」を開催しています。

(2) 相談機能の充実

【現状と課題】

- ・ 現在、福祉公社の権利擁護センターが市民からの成年後見制度に関する問い合わせに対応しているとともに、弁護士による専門相談を実施しています。
- ・ 市内の在宅介護・地域包括支援センター等各相談支援機関が、それぞれの分野で相談業務を実施しています。
- ・ 福祉公社では、各相談支援機関からの要請に応じ、福祉資源の紹介など、課題解決のための支援をしています。また、相談機能の一環として、対象者のニーズの精査（インテーク、アセスメント）を行い、必要な支援につなげています。
- ・ しかし現在のところ、成年後見制度に関する相談窓口は市民一般や専門職に十分周知されているとまではいえません。
- ・ 障害者とその家族からは、障害特性に応じたより専門的な相談支援の必要性も指摘されています。

【今後の方向】

- ・ 中核機関として、福祉公社の相談窓口を明確化し、市民及び関係機関への周知を推進します。
- ・ 他の機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて中核機関や他の専門機関を紹介する等、相談対応から支援への流れを明確にしていきます。
- ・ 福祉公社では引き続き、相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での有機的連携体制構築の調整を行います。
- ・ 障害特性に応じた専門的な相談対応など、相談体制の充実について、地域連携ネットワークの中で検討していきます。

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	○	◎	○	○

<武蔵野市関連における相談窓口一覧>

【市】・・・武蔵野市役所（土日祝、12/29～1/3 は休み）

【関】・・・武蔵野市の委託・関連事業など

※令和元（2019）年10月現在

相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間
成年後見制度全般	【関】福祉公社権利擁護センター	0422-23-1165	8時30分～17時15分 (月～金、祝日・年末年始休み)
市長申立、報酬助成	【市】地域支援課	0422-60-1941	8時30分～17時15分 (月～金、祝日・年末年始休み)
エンディング支援、認知症事業	【市】高齢者支援課相談支援係・基幹型地域包括支援センター	0422-60-1846・1947	
障害者の制度利用	【市】障害者福祉課基幹相談支援センター	0422-60-1847	
日常生活における制度全般	【関】在宅介護・地域包括支援センター	0422-	8時30分～17時15分 (月～土、祝日・年末年始休み)
	ゆとりえ	72-0313	
	吉祥寺本町	23-1213	
	高齢者総合センター	51-1974	
	吉祥寺ナーシングホーム	20-0847	
	桜堤ケアハウス	36-5133	
武蔵野赤十字	32-3155		
弁護士による相談	東京三弁護士会多摩支部 高齢者・障害者専門相談	042-548-1190	9時30分～16時30分 (月～金、祝日・年末年始休み)
司法書士による相談	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 東京支部	03-3353-8191	9～12時・13～17時 (月～金、祝日・年末年始休み)
社会福祉士による相談	公益社団法人東京社会福祉士会（成年後見センターぱあとなあ東京）	03-5944-8680	10時～16時 (月～金、祝日・年末年始休み)
行政書士による相談	公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ（東京都行政書士会）	03-3476-5131	10～12時・13～16時 (月～金、祝日・年末年始休み)
知的障害者の制度利用に関する相談	非営利特定活動法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット	080-4343-8722	10時～16時 (月～金、祝日・年末年始休み)

(3) 受任者調整（マッチング）等の支援

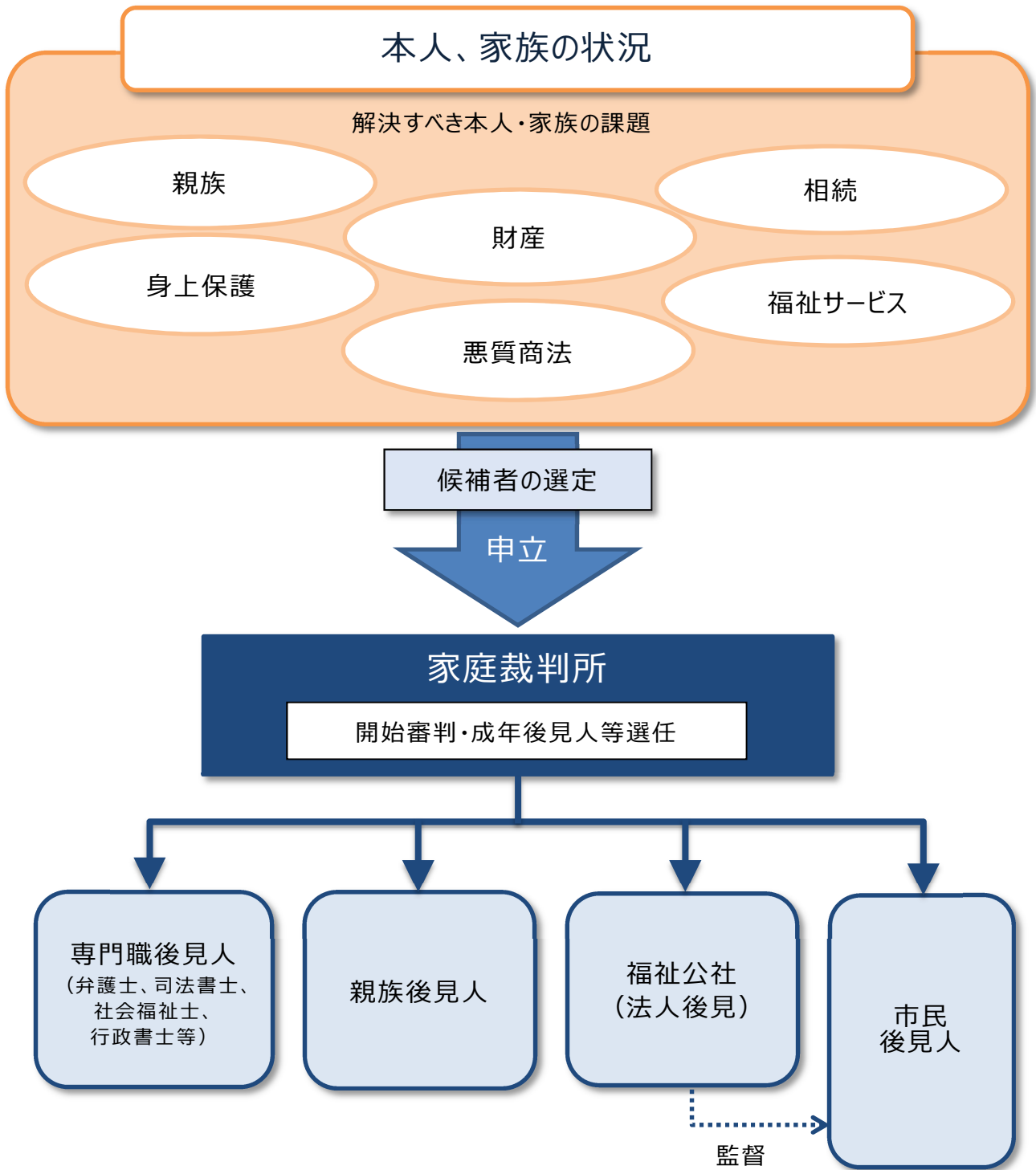
【現状と課題】

- ・ 成年後見に関する相談を受け付けた関係機関は、本人等の状況に応じて、成年後見人等候補者となるか否かを判断しています。最終的には家庭裁判所の審判により成年後見人等が決定されます。
- ・ 最初に相談を受けた機関だけでは対応が難しいと判断される事案については、関係者から福祉公社へと相談が入り、事実上、福祉公社が中心となって申立支援を行うことが多くなっています。
- ・ 親族後見人に対しては、具体的な支援がないのが現状です。
- ・ 成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整しています。
- ・ 福祉公社は市長申立の場合、成年後見人候補者となり、市内の成年後見制度のセーフティーネットとしても機能しています。
- ・ 福祉公社が中核機関であり、かつ自らも後見受任機関であることから、受任者調整（マッチング）等の実施に際しては慎重な判断が求められますが、現状では、どのような場合に、どのように調整を行うかという基準は明確になっていません。

【今後の方向】

- ・ 福祉公社は中核機関として引き続き、専門機関からの相談に対応し、今後もアセスメントや申立支援を行います。
- ・ 成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整していきます。
- ・ 成年後見人等に親族が就任する（した）場合、申立てから後見事務までを視野に入れた、支援する体制の仕組み（親族後見人相談会等）を検討していきます。
- ・ 受任者調整（マッチング）等の機能については、地域連携ネットワークの中で、仕組みや調整方法等を検討していきます。

＜成年後見開始等に関する一般的な流れ＞



(4) 担い手の育成

①市民後見人の育成

【現状と課題】

- ・ 福祉公社では、市民が社会貢献的な観点から成年後見人に就任することを想定した「社会貢献型成年後見人（市民後見人）」を養成する事業に取り組んでいます。
- ・ 平成 26（2014）年度、東京都実施の社会貢献型後見人養成講座が終了し、平成 27（2015）年度から、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市の各市と合同で、「7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業」を実施し、そのフォローアップを隔年で実施しています。
- ・ 成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整しており、現在 3 名が選任されています（平成 27（2015）年以降累計選任者数 3 名、令和元（2019）年 12 月末現在）。
- ・ 福祉公社で受けた相談の中で、裁判所の基準等に基づき市民後見人が候補者になるのが適切であると考えられるケースについては、利用者、親族の意思を十分に確認したうえで、受任者調整や市民後見人候補者へのアドバイスおよび、後見人に就任した後の継続的支援体制の調整を行っています。

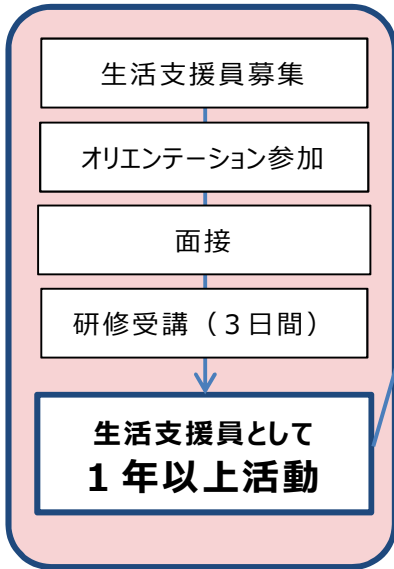
【今後の方向】

- ・ 各市と調整の上、「7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業」による市民後見人の養成・育成を継続していきます。
- ・ 今後、必要がある場合は、武蔵野市単独で市民後見人の養成・育成を実施することも検討するほか、市民の中には、他地域の養成講座受講者等の人材も見込まれるため、門戸を広げることも踏まえて、養成の仕組みを検討します。
- ・ 成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整していきます。

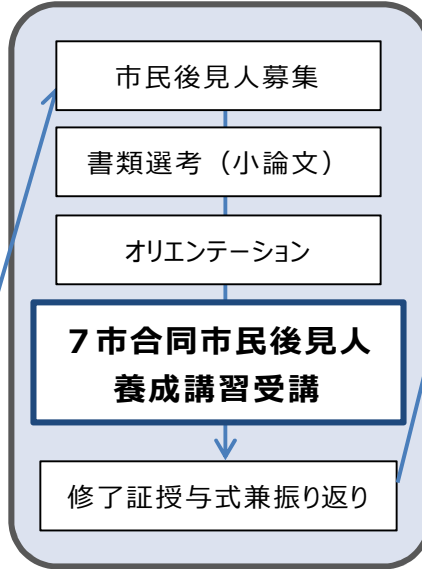
実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	—	○	—	—

<市民後見人受任までのフロー>

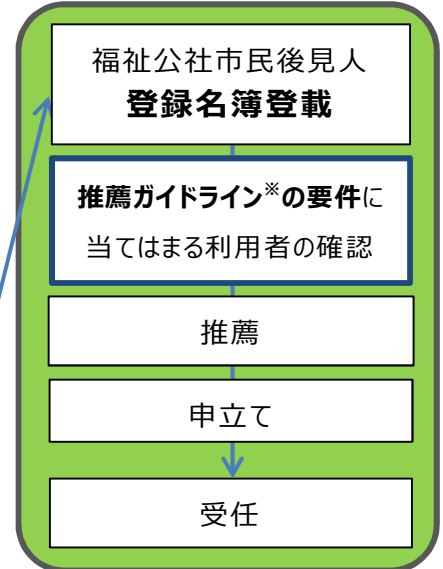
①地域福祉権利擁護事業の生活支援員の活動



② 7市合同市民後見人養成講習の受講



③名簿登載から受任へ



※44 ページ参照

<7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業>

○平成 30 年度 講習プログラム

回	科目
第 1 回	開講式 市民後見人に期待すること 成年後見制度の基本理念とその概要
第 2 回	障がいの理解と対象者理解「精神障がいについて」 支援のための法律知識
第 3 回	消費者生活相談の実態とその対応 本人を支える福祉サービスと社会資源 講習前半を振り返って
第 4 回	被後見人等への基本的な支援 障がいの理解と対象者理解「知的障がいについて」
第 5 回	認知症の理解と対象者理解 市民後見人からの実践報告
第 6 回	後見人からの実践レポート いろいろな場面を通じて成年後見人として対応を考える 閉講式



▲ 7市社協・福祉公社（推進機関）事務局会議の様子



▲ 養成講習の様子

<市民後見人推薦ガイドライン>

公益財団法人武蔵野市福祉公社における社会貢献型市民後見人
・保佐人・補助人推薦ガイドライン

平成 28 年 7 月 1 日制定
公益財団法人武蔵野市福祉公社

- 1 福祉公社（以下「公社」という）に登録された社会貢献型市民後見人・保佐人・補助人候補者を、成年後見・保佐・補助開始審判申立時の成年後見人・保佐人・補助人の候補者（以下「審判候補者」という）として推薦する場合の、被後見人・被保佐人・被補助人（以下「本人」という）の要件は下記のとおりとする。
 - (1) 相続
本人に推定相続人がいない若しくは推定相続人は存在するが、申立時に相続権を有する親族と財産等をめぐる紛争・トラブルがないこと。
 - (2) 本人の居所
施設入所中、入院中、入所予定又は在宅で生活しているが、身上監護面が安定していること。
 - (3) 財産
本人の保有する金融資産が概ね 1000 万円以下であり、且つ不動産を保有していないこと。
 - (4) 身上監護面
施設又は近隣等とのトラブルがない。またはその心配がないと考えられること。
- 2 審判候補者の選任については下記のとおりとする。

理事長は、本人の性別年齢、生活の本拠等への利便性を考慮し、審判候補者を決定するものとする。また、本人保護のために有益な特別の事情がある場合はその事情に配慮する。

審判候補者の選任にあたり、理事長が必要と認める場合は、武蔵野市福祉公社権利擁護センター関係機関等連絡協議会において協議する。
- 3 申立人への推薦及び後見監督については下記のとおりとする。

理事長が選任した審判候補者を、申立人に推薦する。

また、審判候補者が成年後見人、保佐人、補助人として裁判所の審判を得て就任した場合、公社が後見監督人となり支援する。

②法人後見人の育成

【現状と課題】

- ・ 武蔵野市内で法人後見を実施しているのは、現時点では主に福祉公社です。
- ・ 法人後見は、継続性や金銭管理の透明性があり、監視体制が整備され、コンプライアンス体制を確保しやすいなどの点で優れている反面、場合によっては後見人である当該法人の他部署によるサービス提供との関連性が利益相反の点で課題となる可能性があるなど、整理すべき点もあります。
- ・ 特に若年障害者の場合、一度成年後見を利用すると、後見期間は長期に及び、親など個人の成年後見人が最後まで継続することは困難なため、組織として本人を支援できる法人後見が望ましいという意見もあります。
- ・ 高齢者福祉を専門にしてきた福祉公社には、障害特性に応じた対応としては、ノウハウの蓄積が足りません。

【今後の方向】

- ・ 法人後見のニーズ・状況等を研究・検討の上、必要に応じて、当事者団体・NPO団体等に法人後見の実施意向について打診していきます。
- ・ 実施意向がある法人に対しては、福祉公社において、養成研修等の支援を行います。
- ・ 特に障害者分野においては、保護者などの親なき後、障害のある人の権利や財産が将来にわたって守られ、安心した生活を送ることができるよう、こだまネット[※]等と情報の共有、連携を図りながら、後見業務を遂行できる人材の育成支援などを行います。

※「こだまネット」は37ページ参照

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	○	○	—	○

(5) 後見人への支援

① 市民後見人への支援

【現状と課題】

- ・ 令和元（2019）年 12 月 1 日現在、市民後見人（都・福祉公社養成）については、講習受講者 23 名、登録者 18 名中、選任者数は 3 名となっています。
- ・ 市民後見人の後見監督は、家庭裁判所の選任により福祉公社が受任しており、後見事務上の課題が発生した場合は、福祉公社と連携する体制をとっています。

【今後の方向】

- ・ 家庭裁判所が市民後見人講座受講修了者を後見人等に選任した場合は、通常、福祉公社が市民後見人の後見監督を受任しています。
- ・ 「7 市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業」において、フォローアップ研修を実施します。
- ・ 市民後見人の活用のあり方、より充実した支援内容とその方法について、地域連携ネットワークの中で検討していきます。

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	○	○	—	—

② 親族後見人への支援

【現状と課題】

- ・ 本市における親族後見人の受任状況は、平成 30（2018）年の新規利用者をみると、58 名中 14 名で、全体の約 24%になっています。
- ・ 親族後見人については、申立支援等も実施していないため、市として情報を把握できていません。
- ・ 在宅介護・地域包括支援センター・基幹型地域包括支援センター職員やケアマネジャー等から、利用者の生活ニーズと何らかの後見相談が福祉公社に入った場合に、親族後見の事実を把握することはあるものの、市内の親族後見の状況がつかめないため、支援を検討すること自体が困難な状況です。

【今後の方向】

- ・ 在宅介護・地域包括支援センター職員やケアマネジャーを通じて、親族後見人に中核機関である福祉公社が相談機関であること等を周知していきます。
- ・ 福祉公社において、よりよい親族後見が実施されるよう、申立支援とその後の継続的な支援体制について、仕組みや人員を検討していきます。
- ・ 後見事務において、申立てから就任後の継続支援までを視野に入れた、支援する体制の仕組み（親族後見人相談会等）を検討していきます。
- ・ 家庭裁判所との連携方法についても検討していきます。
- ・ 親族後見人へのより充実した支援内容について、地域連携ネットワークの中で検討していきます。

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	○	○	—	○

③ 専門職後見人への支援

【現状と課題】

- ・ 本市における専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等）の受任状況は、平成 30（2018）年の新規利用者を見ると、58 名中 26 名で、全体の約 45%となっています。
- ・ 専門職後見人は、それぞれの専門性に応じた後見業務を行っていますが、専門外の知識、例えば市の福祉関連事業や関連機関の状況などについて、支援の必要があります。

【今後の方向】

- ・ 今後は、地域連携ネットワークにおいて専門職と関係機関の連携を推進し、専門職後見人の活動を支援します。
- ・ また、利用者対応に資するよう、市の事業等を専門職後見人に周知します。

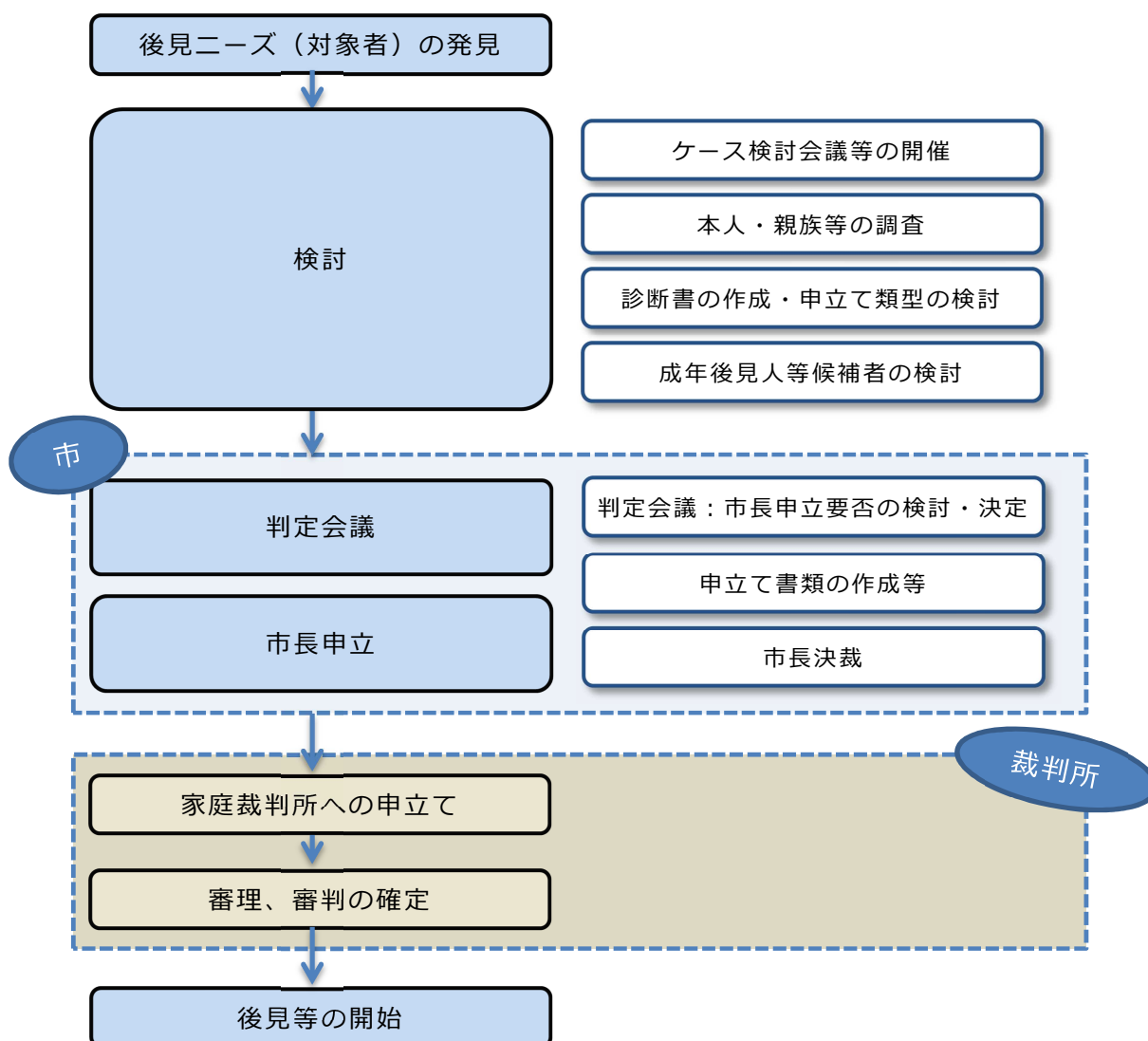
実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	—	○	○	○

(6) 市長申立による支援

【現状と課題】

- ・ 市では、申立権者のいない等の高齢者、障害者等が成年後見申立てを必要とした場合、市長が申立て手続きを行う「成年後見市長申立て」を行っています（平成 30（2018）年度の申立件数は 4 件）。
- ・ 福祉公社は、市長申立案件の成年後見人を受任しています。

＜成年後見制度 市長申立ての流れ＞



【今後の方向】

- ・ 今後も、必要な方に対して継続して実施します。

実施体制	中核機関		専門職 後見人	関連 機関
	市	福祉公社		
	○	○	—	—

成年後見制度の担い手への支援の充実

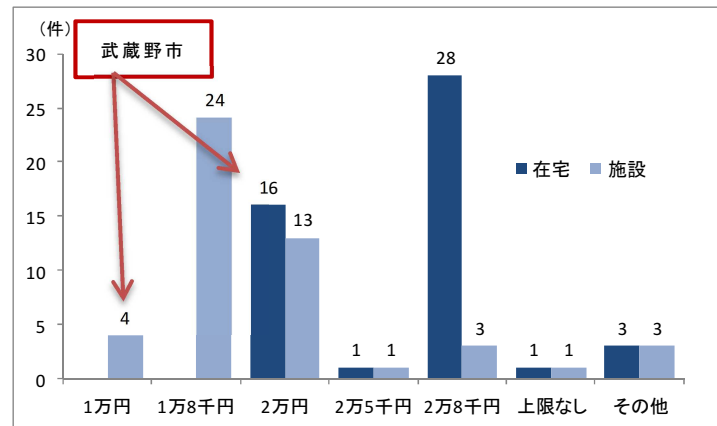
4

制度が安定的に運営されるよう、助成額の充実などの制度の担い手への支援の充実を図ります。

【現状と課題】

- ・ 市では、生活保護受給者や低所得者の方を対象に、成年後見人、保佐人、補助人に対して報酬の支払いに要する費用の一部を助成する「成年後見人等報酬支払費用助成」を行っています（平成 30（2018）年度の助成件数は 13 件）。
- ・ 東京都内の一般的な報酬費用は、最低月額 2 万 1 千円となっています。
- ・ 都内市区における報酬助成額の上限は、在宅 2 万 8 千円、施設 1 万 8 千円が多くなっています。
- ・ 一方、市の報酬助成額は、在宅 2 万円、施設 1 万円です。
- ・ 市の報酬助成額は市区部の平均的な助成額より低く、一般的な報酬費用の最低月額 2 万 1 千円も下回っています。

＜都内市区の報酬助成額の状況＞



資料：東京都資料より作成（平成 30 年 4 月 1 日現在）

【今後の方向】

- ・ 現在の報酬助成額（月額上限）を実態に合ったものに改める必要があります。

＜報酬額について＞

- 成年後見人等に対する報酬は、報酬付与の申し立てがあった場合、審判で決定されます。報酬額は、後見等の事務内容（財産管理及び身上保護）、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合的に考慮して裁判所により算定されています。
- 成年後見人が通常の後見事務を行った場合の報酬（基本報酬）の目安となる額は月額 2 万円です。ただし、管理財産額が高額な場合には月額 3 万円～6 万円に増額されています。

第 5 章

計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 計画の周知

成年後見制度がより身近に、より使いやすくなるためには、何よりも利用者やその家族、またそれらの人たちに接する機会の多い各相談支援機関の職員等に、制度が正しく理解されていることが大切です。本計画を多くの市民に知ってもらえるよう、地域連携ネットワーク等を活用して周知に努めます。

(2) 庁内連携の推進

庁内では「健康福祉総合計画・地域共生社会庁内推進委員会」において、権利擁護事業や成年後見制度に関する事業に関して、各課が持つ相談機能についての情報交換、課題の抽出や共有を行っていきます。

(3) 国・都・家庭裁判所との連携

成年後見制度に関わる施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、家庭裁判所とも密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、国や都に対し必要な要望を行っていきます。

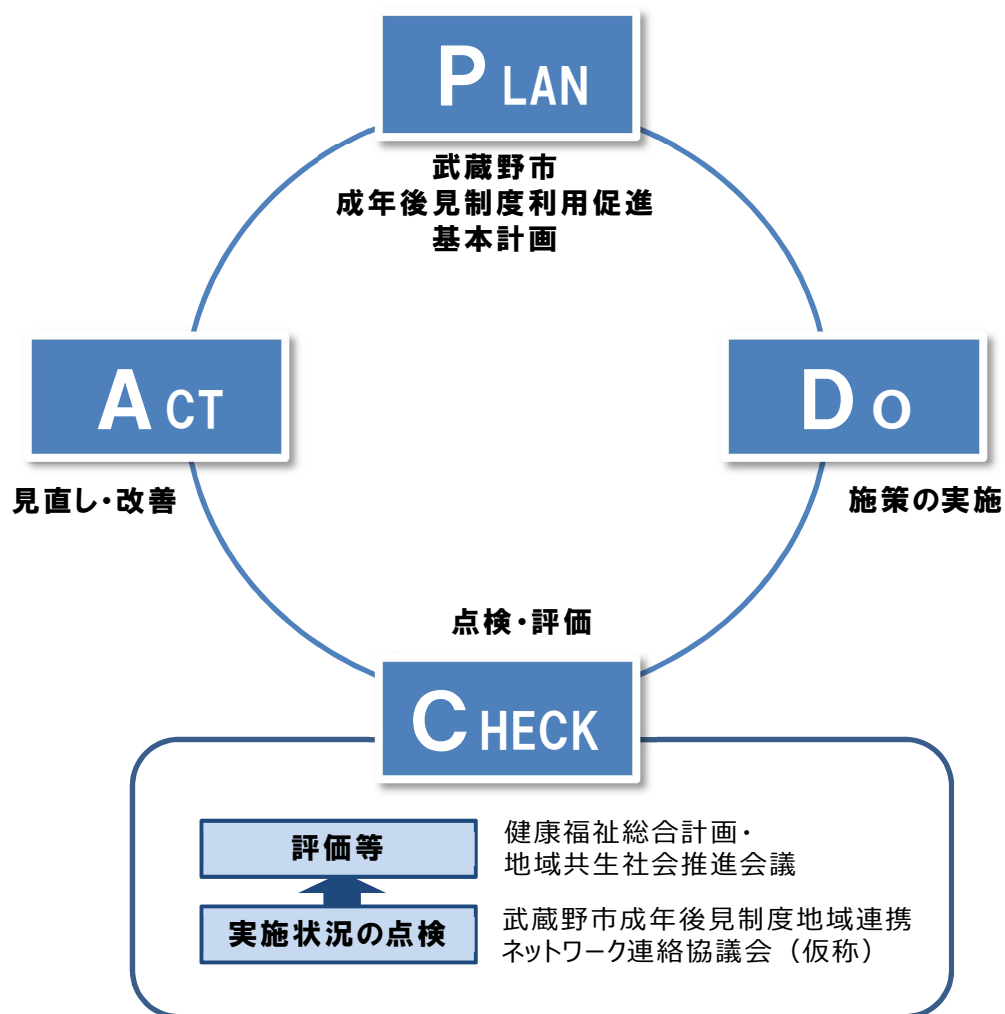
制度運用の過程において、不正が疑われる事案が生じた場合には、家庭裁判所との連携により適切に対処していきます。

2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

市においては、「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会（仮称）」を通じて進捗把握とともに点検を行い、「健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議」において評価等を行います。

<図表5-1 計画の点検と評価（PDCAサイクル）イメージ>



第 6 章

資料編

1 策定経過

回	日時・会場	協議内容
第1回	令和元（2019）年6月4日 （火曜日）・市役所対策本部室	<ul style="list-style-type: none"> (1)武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の公開・運営に関する確認について (2)武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会傍聴要領について (3)成年後見制度を取り巻く状況及び国の成年後見制度利用促進基本計画の主なポイント (4)武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて (5)武蔵野市における成年後見制度の利用状況及び計画策定の論点等について
第2回	令和元（2019）年8月27日 （火曜日）・市役所811会議室	<ul style="list-style-type: none"> (1)武蔵野市における成年後見制度の利用状況及び計画策定の論点等について (2)武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画構成案 (3)地域連携ネットワークにおける中核機関の役割について
第3回	令和元（2019）年10月16日 （水曜日）・市役所111会議室	<ul style="list-style-type: none"> (1)武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画中間のまとめ（案）について (2)社会貢献型市民後見人・保佐人・補助人について (3)成年後見制度の担い手支援における成年後見人等報酬支払費用助成制度の在り方について
<p>パブリックコメント 令和元（2019）年12月2日（月曜日）～12月23日（月曜日）</p>		
第4回	令和2（2020）年1月28日 （火曜日）・市役所111会議室	<ul style="list-style-type: none"> (1)パブリックコメントの結果について (2)答申（案）について

2 パブリックコメントに対する策定委員会の取扱方針

番号	項目	意見要旨	取扱方針
1	現状と課題	<p>14 ページ最上段に【単身高齢者世帯数の推移】と書かれた図があるが、特に推移を表しているものではないほか、%の割合が何に対する割合かわかりにくいので、説明の注記をすべきだと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、正しくわかりやすい表記については、配慮していきます。</p>
2	支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備	<p>認知症高齢者、知的障害者等精神上的障害により判断能力が不十分な方と、その方を取り巻く、後見人、家族、親族、介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者等の権利擁護・意思尊重の方向性が必ずしも一致するとは限らないのではないかと。</p> <p>成年後見制度を利用する前に、できる限り当事者の意思をくみ取っておくことが重要であると考えます。</p>	<p>37 ページに記載のとおり、市民を対象とした、福祉公社の老いじたく講座、市のエンディング支援事業、こだまネットの親なき後講座等を継続し、事前準備について周知していきます。</p> <p>また、35 ページに記載のとおり、チームケアの中に後見人が入り、本人の意思尊重が図れるよう、ケアマネジャーを含めサービス提供関係機関に周知します。</p> <p>特に知的障害者の親亡き後の本人支援については、本人の身近な親兄弟や親族等から、本人に関する情報（関心事や興味、嗜好など）を聞き取り、成年後見事務に活かせるように努めます。</p>
3	チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備	<p>地域連携ネットワークの中で、後見人とケアマネジャーやサービス事業者がチームを作り、連携を図っていくとのことだが、具体的にはどのように連携を図っていくのか。また、後見人とは必ず連携をとらないといけないものか。</p>	<p>後見人が本人意思を尊重し、代弁していることを踏まえ、例えば、ケアマネジャーが招集する「サービス担当者会議」では、後見人を呼び連携を取るものと考えています。</p>
4	広報機能の充実	<p>成年後見制度は制度がわかりにくく、必要な人に伝わっていないのではないかと。自分がそのような状況になったときに、最適な運用がされるのか不安である。適切に制度を使えるようにするために、多くの市民に理解されるよう周知方法を工夫してほしい。</p>	<p>周知については、36 ページに記載のとおり、パンフレット等による市民周知や講演会（セミナー）を実施していくほか、市の関連イベント等を活用して行うなど工夫していきたいと考えています。</p>

番号	項目	意見要旨	取扱方針
5	広報機能の充実	<p>親族等が不在の場合、どのような方が後見人になるのかを明確にしてほしい。「後見人による本人の財産搾取」といった報道もあり心配だ。ネットワークで見守ってもらえるとのことだが、後見人を監視してくれるのか。</p>	<p>親族が不在の場合は、16 ページの図表 2 - 8 で示すとおり、第三者である専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）か福祉公社等が後見人になっていきます。また、福祉公社等に相談が入れば、本人にサービス提供している在宅介護・地域包括支援センター、ケアマネジャー、サービス提供責任者等と連携し、ネットワークの中で後見人を支援するほか、裁判所では必要に応じて後見監督人を選任することもあります。</p>
6	相談機能の充実	<p>障害者の後見は、高齢者に比べ期間が長く、また、意思決定支援においては障害理解を深めることに始まり、障害という枠に留まらず、障害者としてではない本人を理解し、その意思をくみ取ること、保護的にならず、本人の「したいこと」を本人の「財産を使って」実現させることも意思決定支援の一つで後見人の役割だと思う。財産の保護ではなく、人生をいかに安全に楽しく暮らしていくかが大切だと思うし、自分自身に後見人がついた時にもそうあって欲しい。</p> <p>障害者分野の後見は「家族支援」だと思う。高齢者で障害のある子どもを抱え込んでいる人などへの支援は障害者本人だけでは留まらないと思う。そのような方々をどのように制度へ繋げていくかを、市、福祉公社、専門職後見人、関係機関がお互いの強みで協力し合い、「後手」にならない支援をしていただきたい。</p>	<p>38 ページに記載のとおり、障害者への後見については、障害特性に応じた専門的な相談対応ができるよう、相談体制の充実について、地域連携ネットワークの中で検討し、必要な専門機関につなげていくほか、生活支援の部分については、地域活動支援センター等につなげられるよう連携を図ります。</p> <p>障害のある子どもをもつ高齢の親等への支援は、家族支援の視点から包括的になされるべきと考えます。</p>
7	チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備	<p>意思決定を支援する相談支援機関が、日常生活を支援する訪問介護サービス等を実施している場合、利益相反が生じ、本人意思が十分尊重されない可能性があるのではないかと。</p>	<p>本人意思を尊重するため、市と福祉公社を中核機関に、地域連携ネットワーク連絡協議会（仮称）を設置し、後見事務と福祉サービスの提供双方を同一の事業者等が実施している状況の報告や不適切事例の通報等で利益相反の状況を点検します。また、裁判所への報告や市の健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議においても評価を行うことにより、二重三重のチェック機能を講じていきます。これらの取り組みにより利益相反とならない、本人意思の実現、尊重を</p>

番号	項目	意見要旨	取扱方針
			重視した制度運営を行っていきます。
8	担い手の育成	<p>平成 27 年度から市民後見人の育成をされているが、市民後見人が少ないのではないかと。社会福祉士などの潜在的有資格者や他地域の養成講座受講済者といった人材がいるはず。その方達にも市民後見人としての間口を広げ、出口は狭くても良いと思う。市民後見人の養成講座の受講者は公募でお願いしたい。公募にすることで広く市民に「市民後見人」や「成年後見制度」への興味を持ってもらえる可能性があると考えます。</p>	<p>現在の市民後見人受任までのフローは 43 ページのとおり、生活支援員の活動を経てからの受講となっています。しかし、既に社会福祉士等の資格がある方等は、必ずしもそのプロセスによらず、後見を必要とされる人に対し、活動できるよう検討します。</p> <p>市民後見人に興味を持っていただくための PR については、成年後見制度全般の周知推進の中でも行っていきたいと考えています。</p>
9	後見人支援機能	<p>障害者分野に関しては、障害者本人の親等の親族が後見人になっている場合がほとんどだと思う。親等の親族も、いずれ判断能力が低下する、死亡するという前提での支援（親亡き後の支援）が必要である。法人との共同後見や、親亡き後の支援の道筋を明確に示していただきたい。</p> <p>より身近な関連機関が親族後見人の集いや相談会などを行うための支援もお願いしたい。</p>	<p>既に福祉公社では本人の家族と共同後見している事例はあります。47 ページに記載のとおり、在宅介護・地域包括支援センター職員やケアマネジャーを通じて、親族後見人に中核機関である福祉公社が相談機関であること等を周知していくほか、福祉公社において、よりよい親族後見が実施されるよう、申立支援とその後の継続的な支援について、仕組みや人員を検討していきます。また、後見人相談会等についても検討していきます。</p>
10	成年後見制度の担い手への支援の充実	<p>低所得の方の後見人で、家庭裁判所からの報酬の付与額が「3,000 円」という話を聞いたが、報酬助成額を実態に合うものにするのと同時に、お金が無くなっても後見は継続されるという安心感を市民に与えてほしいと思う。</p>	<p>報酬額については、後見等の事務内容（財産管理及び身上保護）、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して、適正妥当な金額を、裁判所が決定しています。</p> <p>既に、市では、低所得や資産のない方でも成年後見制度が利用できるよう、報酬助成の制度を設けており、今後についても報酬額に見合った助成内容にしています。</p>

3 地域金融機関における成年後見制度に関連する取り組み

～多摩信用金庫の事例～

第2回策定委員会 赤川正和委員（多摩信用金庫価値創造事業部）資料より

●後見制度支援預金

成年後見制度利用者の財産保護を目的として、家庭裁判所では一定金額を超える預金残高を保有する場合に、成年後見制度支援信託制度の利用を促している。日常的な生活に使用しない財産を信託銀行等に預け、その引き出しには家庭裁判所の発行する指示書が必要となり裁判所が監視役となるため、この仕組みを利用することによって財産管理の透明性が増し親族間の理解が得られやすい面がある。ただし、取り扱いは都市部に集中した信託銀行のみである。多摩信用金庫においては、成年後見制度支援信託制度に類似した方策として、成年後見人等の預金からの不正引き出しを防止することを目的とした「後見制度支援預金」を平成30（2018）年9月より開始している。地域金融機関として利便性に優れることに加え、最低預入の制限がなく利用しやすい内容となっている。

●認知症保険

お客さまの暮らしに関する様々なりスクへの備えとして、多摩信用金庫では平成30（2018）年11月より「認知症保険」の取り扱いを開始している。満20歳から満80歳を契約年齢範囲として提供している。認知症と初めて医師より診断確定されたときに保障されるほか、回復の可能性のある軽度認知障害（MCI）と初めて医師より診断されたときにも保障することで、早期発見が大切とされる認知症の予防をサポートする内容となっている。

●認知症サポーター養成講座

多摩信用金庫では、平成24（2012）年より「認知症サポーター養成講座」を受講している。当時の営業店所在地の各市役所・地域包括支援センターにご協力を仰ぎ、全営業店に出張講座を開催いただき受講した。営業店には認知症サポーターキャラバンのシールを貼付している。翌平成25（2013）年より新入職員に受講させることにより、全職員受講を目指している。

●地域との連携

不正を未然に防止する施策として金融機関における取り組み、特殊詐欺や不正行為等から「お客さまの財産を守る」ために地域で問題を共有できる地域連携の「チーム」・「ネットワーク」への参加にとどまらず、店頭や外訪活動における権利擁護の必要な人の発見や迅速な連携、また提携している士業への紹介等、地域のお客さまの課題解決に必要と考えられることについては地域と連携して積極的に取り組んでいる。

4 用語集

用語	説明
権利擁護事業	<p>虐待や消費者被害等の権利が侵害されている場合に保護・救済をすること。また、必要な情報を本人が理解しやすいように伝えたり、本人が福祉サービス等を使う場合に相談や助言をすること。さらには、金銭管理や社会保険料や税金等の支払いを代行することなど、本人の権利行使を支援することをいう。</p> <p>なお、東京都では社会福祉法第81条に基づく福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を地域福祉権利擁護事業として展開している。</p>
公益財団法人武蔵野市福祉公社	18ページにて説明
サービス担当者会議	<p>ケアマネジャー（介護支援専門員）がケアプラン原案を作成し、サービス調整を行った後、本人やサービス担当者等を集めてケアプランの内容を検討する会議のこと。本人の状態像の変化などにより、ケアプランを変更する際にも開催する。</p>
市民後見人（社会貢献型後見人）	<p>弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たないものの、社会貢献への意欲等がある市民の中から、成年後見に関する一定の知識等を身に付けた第三者後見人等の候補者。</p>
身上保護（身上監護）	<p>成年後見人等が、本人意思を尊重し、本人の心身状況、生活状況、経済状況等に配慮し、被後見人等の生活や健康、療養等に関する法律行為を行うこと。</p>
成年後見制度	4ページにて説明
成年後見市長申立	<p>成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市町村長が申立てすることができる制度。4親等内の親族がいない場合、4親等内の親族がいても、音信不通であったり申立てを拒否している場合、虐待等の理由により親族による申立てが適当でない場合について制度を利用できる。老人福祉法第32条等で規定されている。</p>
成年後見制度の利用の促進に関する法律	4ページにて説明
成年後見制度利用促進基本計画（国）	5ページにて説明

用語	説明
第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画	<p>第3期健康福祉総合計画は、武蔵野市第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーションの推進」に基づき、①第5期地域福祉計画、②高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画、③障害者計画・第5期障害福祉計画・障害児福祉計画、④第4期健康推進計画・食育推進計画の4つの個別計画に共通する横断的な課題や連携すべき課題を総合的に整理し、市の健康福祉行政の目指すべき方向性と総合目標を明らかにし、重点的な取組みを定め、その推進を図るもの。また、平成29（2017）年度に策定した「武蔵野市地域医療構想（ビジョン）2017」の構想を踏まえている。</p> <p>第5期地域福祉計画は、社会福祉法に規定された市町村地域福祉計画で、地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策の内容等について、庁内関係部署はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくもの。</p> <p>いずれも計画期間は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度まで。</p>
地域連携ネットワーク	<p>個別事案の対応に当たるチームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう協力する体制のこと。</p> <p>そのための合議体と、個別の事案ごとに成年後見人等とともに日常的に本人を見守り、サポートを継続的に行うチームという基本的仕組みを有する。</p>
中核機関	<p>各地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられ、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。</p> <p>国の手引きで求められる役割は次のとおり。</p> <p>ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」</p> <p>イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」</p> <p>ウ：地域において「3つの検討・専門的判断[※]」を担保する「進行管理機能」</p> <p>※「3つの検討・専門的判断」とは、支援過程において重要な判断を要する「支援方針」、「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」について検討・判断し、個別のチームを支援する仕組みを指す。</p>
法人後見	<p>社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。例えば、若年障害者の後見等長期にわたり本人保護を必要とする場合に有益となる。</p>

5 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により武蔵野市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、計画の策定にあたり市長が必要と認める事項について調査及び検討をし、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹等関係者
- (3) 福祉に従事する者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 公募による市民
- (6) 公益財団法人武蔵野市福祉公社を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

6 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 委員名簿

(選任区分順)

	委員氏名 (敬称略)	職	選任区分
1	◎ <small>イイムラ</small> 飯村 <small>フミエ</small> 史恵	立教大学コミュニティ福祉学部准教授	学識経験者
2	<small>クボタ</small> 久保田 <small>サトシ</small> 聡	明日の風法律事務所・弁護士 (東京弁護士会多摩支部推薦)	法曹等関係者
3	○ <small>ウキタ</small> 浮田 <small>テツロウ</small> 哲郎	浮田司法書士事務所・司法書士 (公益社団法人リーガルサポート東京支部推薦)	法曹等関係者
4	<small>マツオカ</small> 松丘 <small>アキラ</small> 晃	吉祥寺行政書士事務所・行政書士 (公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ推薦)	法曹等関係者
5	<small>タケダ</small> 武田 <small>ヨシオ</small> 嘉郎	武田社会福祉士事務所・社会福祉士 (公益社団法人東京社会福祉士会推薦)	法曹等関係者
6	<small>ゴトウ</small> 後藤 <small>アキヒロ</small> 明宏	特定非営利活動法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット	福祉に従事する者
7	<small>アカイケ</small> 赤池 <small>ミツコ</small> 美都子	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会幹事	福祉に従事する者
8	<small>アカガワ</small> 赤川 <small>マサカズ</small> 正和	多摩信用金庫価値創造事業本部	金融機関を代表する者
9	<small>タナカ</small> 田中 <small>トオル</small> 透	公募委員	公募による市民
10	<small>ヨモギダ</small> 蓬田 <small>キョウコ</small> 恭子	公募委員	公募による市民
11	<small>コジマ</small> 小島 <small>カズタカ</small> 一隆	公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事	公益財団法人武蔵野市福祉公社を代表する者

◎は委員長、○は副委員長

■事務局

健康福祉部長	森安 東光
健康福祉部地域支援課長	横山 充
健康福祉部地域支援課課長補佐	齋藤 学
健康福祉部地域支援課	寺澤 ひとみ
健康福祉部地域支援課	大内 卓

■協力機関 公益財団法人武蔵野市福祉公社

在宅サービス課長	服部 哲治
在宅サービス課権利擁護センター長	石橋 美奈
在宅サービス課権利擁護センター主任	大久保明香

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画
令和 2（2020）年度～令和 5（2023）年度

令和 2（2020）年 3 月

編集・発行 武蔵野市健康福祉部地域支援課
〒180-8777 武蔵野市緑町 2 - 2 - 28
T E L : 0422-60-1941 F A X : 0422-51-9218
E メール : SEC-CHIIKI@city.musashino.lg.jp



MUSASHINO CITY